

平成27年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成27年12月9日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号8番 高橋勝美君と9番 安藤重夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

4番 黒田芳弘君の発言を許します。

○4番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

1年ぶりの一般質問の登壇ということでありまして、しかも、私にとりましては初めてのテレビ出演ということもありまして、極度の緊張状態でございますが、頑張ることし1年を締めくくりたいと思います。

初めに、年末を迎え、この1年を振り返ると、ことしもいろいろな出来事がありました。安保法案に対するSEALDsの活動やオリンピックのエンブレム問題などがあった一方、相次ぐノーベル賞受賞やラグビーワールドカップでの歴史的勝利といった明るいニュースもありましたが、ことしの流行語大賞は、「トリプルスリー」と「爆買い」というふうに発表がされました。

一方、自然災害に目を向けますと、ことしも9月の豪雨により鬼怒川の堤防が決壊した茨城県常総市などでは、甚大な被害に見舞われる大災害となりました。自治体間の過度な返品による宣伝合戦等、その品物につられる利用者で、総務省が適切に良識を持って対応と注意するほど異常な状況が続いているふるさと納税であります。この常総市では、被災で特産品を用意しづらいことや、少しでも復旧に充てるため、この返品を中止しました。ところが、一日も早い復興を願う善意の

輸が広がり、申込件数は3,000件を突破し約2億円となっており、返品品のあった昨年1年間の16件、129万円をはるかに上回ると伝えられております。まだまだこの日本にも、助け合う美しい道徳心に満ちたたくさんの方々がいることに少し安心をした気がいたします。

そろそろ本題に入りませんと、国会みたいに早く質問しろよと言われそうなので、通告してあります3点、10項目について順次質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目でございますが、プレミアム商品券の効果、検証について質問いたします。

これにつきましては、昨日も同様の質問がありまして、地域経済に多大な効果があったと青木部長は堂々と答えられておりましたが、果たしてそれは本心なんでしょうか。私は私の観点でもう少し突っ込んで捉えてみたいと思います。

このプレミアム商品券については、皆さん御案内のとおり、東京への一極集中による地方消滅の危機感から、地方創生の起爆剤の第一弾として、国が鳴り物入りで地方消費喚起・生活支援型2,500億円の対象事業として、その64%に当たる1,589億円を充て、全国の97%に当たる1,709市区町村と30都道府県が計画をし進められたもので、発行条件は、各自治体が定め、決められるとのことであります。

これにつきましては、八王子市では、販売を委託した多摩信用金庫で職員や顧客に優先的に販売をしていたことや、秋田県大仙市では、購入した商品券をそのまま売り上げとして換金した加盟店があったようです。また、熊本県八代市では、委任状による代理購入で1人で300冊以上買った人が16人もおり、中には620冊を購入し、割り増し分124万円を1人で手にした人もいたようであります。また、つい先日も滋賀県河田町では、町長や議長が規定以上に15冊、30冊と爆買いをし、見苦しい言いわけをしていた、あるまじき報道がされておりました。また、茨城県常陸太田市では、自動車整備業者に90万円分を持ち込み、不正が発覚し、辞職した市議もあらわれるなど、各地でさまざまな問題が生じていたようであります。

幸い本市においては、このような事例は報告はされておりませんが、この発売に当たっては、市民の方々からいろいろな苦情が伝えられております。

まず初めの発売で売れ残り、2次発売となったわけですが、2次は希望者が多く抽せんとなり、1次で買った人も同じ条件であったため、2回買えた人と1回も買えなかった人が結果的に出たこと。これは後から取扱店を追加したことから、初めはふだん利用しているスーパーやコンビニが入っていなかったため、使うところがないため購入しなかったのに、後から条件を変えるのはおかしいといった声もありました。それぞれの市民のニーズによって左右された不満の声が聞かれました。

そこで、まず1項目目でございますが、本市では11月30日に使用期限を迎えましたが、このプレミアム商品券発行までの経緯とその利用結果についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問をいただきました11月30日に使用期限を迎えましたが、発行までの経緯と市民の利用結果はにつきましてお答えを申し上げます。

プレミアム商品券につきましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金の創設に伴いまして、この交付金を財源としまして、市内の消費拡大、地域経済の活性化に資することを目的に、市内各事業所において共通して使用できるプレミアムつきの商品券を発行いたしました。発行総額は2億4,000万円で、販売総額は2億円でございます。

11月30日に使用期限を迎えたところですが、取扱店の換金期限が12月25日までということになっておりますので、現時点では最終的な結果は出ていない状況でございますが、11月30日現在における換金金額は2億300万円となっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

7月、私が所属しております若手議員の勉強会、岐阜青年市町村議員ネットワークの研修会が郡上市で開催され出席をいたしました。研修内容は、各自治体が注目をしておりました、この地方創生まち・ひと・しごと創生総合戦略がテーマであり、岐阜県の担当課の職員を講師に招いて、県の取り組みや、郡上市の日置市長からは、郡上市の取り組みについて講演をいただきました。

私はこの中で、プレミアム商品券の本来の目的達成への各自治体の考え方や手段について出席者に問いかけましたところ、まず岐阜市では、商品券の販売は金融機関に委託し、市内に限らず、市外の人にも購入可能とするかわり、使用は市内店舗に限定をする。また、郡上市や岐南町では、商品券販売は自治体内の住人に限り、またその使用についても地域内に本店がある地元店舗に限定し、地域の経済を活性化し、本来の目的である地方創生につなぐとしておりました。全国一律で実施する横並び施策ではありますが、各自治体の性格や環境により、そのルールはさまざまであるということを感じました。

この全国一律に施行された施策について、各方面よりさまざまな意見があります。集約し、大きく2つにまとめますと、まず経済活性の面では、消費押し上げ効果は、みずほ総合研究所によると、当初予想されておりました2,500億円に対し、640億円にとどまると試算をされております。これは、消費税増税に加え、円安による輸入原材料の値上がり等で依然として家計の節約志向は根強く、商品券の多くは食品や日用品に使われるため、こうした場合、使用するはずだったお金は貯蓄に回り、新たな消費を喚起し、景気を保障する効果は不透明で、その効果は予算のわずか4分の1から3分の1との試算もあります。

過去にも小渕内閣の1990年代、15歳以下の子どもと65歳以上の高齢者がいる世帯に対し、1人2万円分の地域振興券を配付したが、当時の政府試算でも、新たな消費効果は使用額の32%にとどま

ったという結果でありました。

つまりは、こういった緊急経済対策は、ふだん買えないものや、ふだんしないようなぜいたく支出、あるいはレジャーなどに使われないと効果は生まれず、トイレットペーパーや米、みそなど節約目的で日用品を買うために使われたのでは、全く経済効果はなく、商品券の印刷代や商工会などの人件費が無駄になるだけです。そして、いつも購入しているものをこの商品券で購入したら、その分は、その後、買い控えとなり、反動してしまう現実もあります。

そしてもう1点は、地方創生という地域活性の点であります。地域限定として努力をした自治体もありましたが、本市もそうであったよう、全国的に大手量販店でこのプレミアム商品券が使われているケースが多く、一例を挙げますと、静岡県の吉田町では、消費された商品券の70%以上がスーパーやドラッグストアなどの量販店で使われたという結果であります。

私が当初この施策で期待をしたのは、全国の地方各地で見られますシャッター通り商店街の復活をイメージしました。地方創生という大きな看板を掲げ、安倍政権が本気で取りかかったであろうイの一番の施策として見守っておりました。ですが、いつも買ってくれているお客さんの現金が商品券に入れかわるだけでは、売上げの大幅アップは見込めない。大きな需要創出があるのは、もともと知名度があって、たまにしか来ない人を呼び込める競争力のある店舗などであり、シャッター通り商店街が復活する可能性は低いということであります。

わかりやすくまとめますと、国が1,600億円支出したお金で日用品をイオンで買うのか、地元の商店街で買うのか、電化製品をヤマダ電機やケーズデンキなどの大手電化製品店で買うのか、地元の電機屋さんで買うのか、地方創生にはどちらがいいかということであり、これは行政側だけではなく、購入する側の市民の皆さんにも深く考えていただきたい課題であります。

そこで2項目めの質問に入りますが、地域振興と経済活性を目的に実施されたこのプレミアム商品券ですが、本市においてその目的は達成されたのか、その結果を踏まえ、総括を願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の地域振興と経済活性を目的として実施されましたが、その目的は達成されたのか、総括をにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、使用期限を迎えましたが、取扱店の換金期限が到来しておりませんので、最終的な結果は現在出ておりません。11月30日現在における換金状況によりますと、利用者の使用割合は、小規模事業者につきましては、当初の専用券が商品券1万2,000円のうち1,000円分であったにもかかわらず、34.2%と多く使用されましたので、このことから、地域の方々が市内の小規模店を多く利用し、地域の振興につながっているものと考えております。

また、現段階における利用実績に関するアンケート調査結果によりますと、商品券の額面以上に支出されましたし、また新たな消費も発生していることが見られますので、地域経済活性化への効

果があったものと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

結果につきまして、また後ほど出てから聞きたいと思いますが、次に移ります。

先ほど大手量販店で買うのか、地元商店で買うのか、どちらが地域創生につながるのかという問いかけをいたしました。企業が納める法人税というのがあります。この法人税の納税地は、会社の本社、本店、または主要な事務所の所在地としております。当然、本市に納めていただく法人税は、市内に本店がある企業となります。税収をふやすということは行政にとって大切なことで、私が以前から取り上げております市たばこ税ですが、私が吸う1箱420円のたばこのうち120円が市の収入となるわけです。市の収入となる地元購入推進策を提案しましたが、これもいまだ実行されておられません。現在は、恐らくその大多数が市の収入とはならない東京本社のコンビニで買われている現状でも、毎年2億数千万円が市の収入となっております。皆さんも想像をしてみてください。これが全て地元購入となったら、一体どれだけのお金が市に入るのか。今回、地方創生への目玉策として、この1,600億円を原資に全国一律に施行されたプレミアム商品券でありますか、この1,600億円は果たして地方に残ったのか。今わかるものをざっくり言いますと、その約7割程度はまた東京に返ってしまうこととなります。地方創生と配られた1,600億円が地元には3割しか残らない。一体、この目玉施策はどうだったんだろうと考えてしまうわけでありまして。こうなりますと、そもそもプレミアム商品券の本来の目的が誤解されて、ただの緊急経済対策に終わってしまった感がございます。

質問に入りますが、先ほど総括を伺いましたが、この検証を踏まえ、今後も多分同様の施策があるかと思われまますが、今後の課題や市の方針について伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の検証を踏まえ、今後同様の施策があったケースでの課題や方針についてお答えをさせていただきます。

アンケート調査の最終結果はまだ出ておりませんので、集計はできておりませんが、現段階における課題としましては、商品券の発行に当たりまして、商品券取扱店募集を市のホームページや商工会を通じた会員の皆様に御案内をしたというような方法をとりましたが、うまく伝わらず、後から申し込みをいただいたということが多数ございました。

また、購入予約につきましては、広報紙や市のホームページ、商工会のホームページ、取扱店におけるポスターの掲示等により周知を図りましたが、1次募集において発行予定額に到達すること

ができず、2次募集を行う結果となりました。今回、時間的な余裕がなかったのが大きな原因だと考えておりますが、周知徹底を図ることが十分でなかったことから、今後同様の施策があった場合には、これを踏まえて広く周知できる方法を考えてみたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後に、この質問で私が一番申し上げたいのは、幾ら国の施策とはいえ、今回のような全国の自治体が一律に展開しても、いつまでたっても地方の横並びからは脱出できません。今、地域の活性化事業に求められるのは、全国どこでも行うような汎用性ではなく、このまちでしか、ここでしかできないという希少性であります。そして、私たちがこれからもこの地域で住み続けるためには、地方創生は必ずなし遂げなければなりません。そのためには、行政だけでなく、我々住民も少々高くても地元で買う、これぐらいの決意がないと地方創生は成立いたしません。真の地方創生に向けての今後に御期待を申し上げ、この質問については終わりたいと思います。

2点目の質問に移ります。

既に御案内のとおり、東京一極集中を是正し、消滅可能性都市として指摘される地方の人口減少に歯どめをかけようという地方創生が安倍政権の新たな施策として進められております。

中でも最も効果的かつ効率的な対策が地方への高齢者の移住促進としております。日本創成会議がことし6月4日に発表した東京圏高齢化危機会議戦略という提言に波紋が広がっております。

具体的には、東京、神奈川、千葉、埼玉の都市圏高齢化率が高くなり、東京圏全域で医療・介護施設や人材の不足が深刻化すると分析されております。その対策として、地方移住のほか、地域への集住化の促進や大規模団地の再生、空き家の有効活用などを上げております。

すなわち、現在、都市部に住んでいる高齢者に、まだ元気なうちに地方に移住してもらい、直接的に地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、その移住者が近い将来利用する医療や介護の需要によって、地方の若者たちの雇用も間接的に維持、創出しようという施策であり、これは地方と都市の相互にとってメリットになる施策であるということでもあります。

地方にとってのメリットは明白であります。地方の農林水産業や製造業が衰退していく中、それにかわって、これまで地方の若者たちの雇用を支えてきたものは、医療や介護などの高齢者向けサービス産業でありました。しかし、もはや地方の中には、高齢者人口が減少に転じたり、近い将来、減少に転じることが予想される地域が多く、せつかく維持してきた医療・介護人材や各施設が不要になりつつある。地方の高齢者人口減少に伴って、最後のとりでというべき介護・医療人材、特に女性たちが都市部に流出し、少子化が加速して、地方自治体が消滅する可能性が高い。高齢者の移住促進は、その流れに歯どめをかけることにつながるとしております。

一方、都市部にも大きなメリットがあります。東京や大阪等の都市部では、既に介護施設に入所できない待機老人問題が社会問題化しているが、今後都市部において急速に進む高齢化によって、

ますます問題が深刻化することが予想されます。地価の近い東京や大阪等の都市部で必要な介護施設を新設するとすれば、膨大な公費を費やすことになります。

しかし、移住促進によって、地方であきが出てくる介護施設を利用したり、コストの安い地方での施設整備を進めることができれば、国全体では大きな財政節約となります。もちろん望まない高齢者にまで移住を進める必要はありません。しかし、地方出身者が多い団塊の世代高齢者にとって、医療・介護環境が整備されている地方への里帰り移住は十分に魅力的な選択肢であり、ちょっとした政策的後押しで人の流れが変わる可能性は十分にあります。

こうした流れの中、移住地とされた地方からは賛否の声が上がっています。資料の1を見ていただきますと、医療・介護体制が整っており、高齢者の受け入れに魅力があるとされた41地域が載せてあります。高齢者の移住先とされた地域としては、京都の福知山市からは、魅力があるとされたが違和感がある。和歌山県知事からは、負担の押しつけで、東京のことしか考えていないと、疑問や反対の声がある一方、徳島県では、高齢者のピークは全国より20年早く余裕が出るとしておりますし、選ばれなかった健康長寿県を掲げ、移住・交流施策のPRに取り組んでいる長野県関係者は、ショックを隠せずにいるとしております。

そこで、まず1項目めでございますが、本市は、介護保険事業においては、瑞穂、北方とともに広域連合として運営をしております。ことしも2つの新しい特別養護老人ホームが開設をされました。広域連合内の建設ということで、各市町がその建設の助成を行い完成したものであります。後で詳しく触れますが、これに違和感を持ったのは、3市町が負担をし完成した施設であるにもかかわらず、入居予定者の割合は管外が一番多かったことであります。こういった施設に対して、負担市町への優遇はどういった内容なのか、またそのメリットについて伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問の地域に建設される特別養護老人ホームについて、本市への優遇などメリットにつきましてお答えさせていただきます。

本巣広域管内における特別養護老人ホームの建設につきましては、平成24年度から平成26年度の計画期間でありますもとす広域連合第5期介護保険事業計画に基づきまして、2つの施設が建設され、平成27年3月に本巣市内において、事業所の所在する管内住民のみが入所対象となる定員29名の地域密着型のほたるの里千手、そして、平成27年6月に北方町内において管内以外の住民も入所対象となる定員100名の広域型のナーシングケア北方がそれぞれ事業を開始しております。特別老人ホームが建設される場合の本市への優遇などのメリットにつきましては、施設完成後の入居者の決定に当たり、本巣市内在住の特別養護老人ホーム待機者に十分配慮することにつきまして、建設に係る協議において、事業者への依頼や補助金を交付する場合の交付決定通知書への記載をしており、建設によって施設の選択肢がふえたとともに、特別養護老人ホームへの入所を希望する待機者

数が減少しているということでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

先ほど少し触れましたが、ここで資料2を見ていただきますと、瑞穂、北方、本巢市で構成する広域連合管内における特別養護老人ホームの入居者について、本年9月末時点での状況について載せてあります。ことしオープンいたしましたほたるの里千手につきましては、地域密着型ということで管外は入居できないということですが、大和園を除いては、どの施設も管外の入居者割合が一番高く、広域管内全体でも管外の入居者割合が36.6%と最も高い割合となっています。

この状況についての見解と、現在の大和園の入居待機者の状況についてあわせて伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

もとす広域連合管内の特別養護老人ホームにつきましては、本巢市内に4施設、瑞穂市内に2施設、北方町内に1施設の計7施設があり、定員数の合計は551名となっております。ことし5月末現在の入所者数の合計は538人であり、施設によっては定員を若干下回っているところがあります。施設建設時に事業者に対してもとす広域連合管内の待機者に配慮していただくよう依頼しているところでございますが、料金や立地条件などによりまして、管外の方も利用してみえる状況でございます。また、特別養護老人ホーム大和園への入所待機者数の状況につきましては、昨年6月1日現在、要支援1・2、要介護1から5の方の合計が167人であり、そのうち要介護3から5の方につきましては107人でしたが、本年6月1日現在の要介護3から5の方の待機者数は49人となっております。要介護3から5の方の待機者数が昨年と同時期と比較して58人減少しているという状況であり、本巢市内で事業を開始されたほたるの里千手や北方町内において事業を開始したナーシングケアへの入所により、待機者数が減少したと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、説明いただきましたが、待機者は大和園に対しては58人減ったということですが、そもそも新しく建設された最新の施設に市内の希望者からの希望がなく、古い大和園に人気があると

いうことに矛盾を感じます。もし、今答えがあったように、料金の差であるとするなら、毎年数千円分の赤字運営が続いている大和園のあり方は問題で、赤字経営では成り立たない民間施設の経営が本来の姿であります。そこへ行政が赤字補填するということは、それは単に利用者への個人的支出となるわけで、正しい形ではありません。今後さらに利用度が増すであろうこういった施設が、市民にとって公平で利用しやすい施設であるよう、行政には改善を求めたいと思います。

次に移ります。

この質問の冒頭に触れたように、国は東京一極集中からの地方創生と今後急激に進行する都市圏の高齢化による医療・介護不足を同時に対策する地方への高齢者移住促進を掲げております。

こうした中、地方への高齢者移住最大のネックは、医療・介護の自治体負担の問題であります。都市部から地方へ高齢者が移住した場合、彼らは地方自治体の国民健康保険や介護保険に加入することになります。しかし、日本の高齢者の保険料負担はわずかであり、医療費、介護費のほうが大幅に上回っているから、高齢者の地方移住によって地方自治体の負担がふえ、住民の保険料が上昇してしまう。これでは、地方にとっては都市部から移住する高齢者はお荷物であり、受け入れに消極的になるのは無理はありません。

しかし、全体で見れば、高齢者に対する負担は変わらないはずであります。なぜ地方の負担が増すかといえば、これは高齢者の移住によって、都市部の負担が軽くなるからであります。つまり、この問題の本質は、現行の国民健康保険や介護保険が地域保険としてつくられているために、ポータビリティがなく、高齢者の移住によって、都市部から地方への負担の押しつけが起きてしまうところにあります。

そこで質問に入りますが、高齢者の移住とかかわり、介護保険給付費の負担はどこが担うのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険では、原則といたしまして、被保険者の住所地市町が保険者となります。しかし、その原則のみですと、介護保険施設等の所在する市町に給付費の負担が偏り、介護保険施設等が少ない市町と財政上の不均衡が生じます。このため、特例措置として住所地特例が設けられており、介護保険施設等の住所地特例対象施設に入居し、その施設の所在地に住所を移した者につきましては、施設入所前の住所地の市町が実施する介護保険の被保険者になります。こうしたことから、高齢者が移住してきた場合において、介護保険給付費の負担先は、移住前の住所地の市町となります。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいまの説明のとおり、介護保険給付費の負担先については、介護保険法で住所地特例を定めておりますが、このたびのこの高齢者の地方移住が進んだ場合、一番心配するのは、定年直後、元気なうちに田舎暮らしなどの目的で地方に移住し、10年、20年と過ごしたその後、その地方で介護が必要になったケースであります。こういった場合の負担先はどういったふうになるのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

住所地特例以外の対象施設の一般住宅などに入居した場合には、もとす広域連合が保険者になるため、介護保険サービスに係る給付費の負担先はもとす広域連合ということになります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

3項目にわたってお伺いをしてきましたが、最後、市長にお聞きをいたします。

日本創成会議が提言した日本東京一極集中からの脱却で、地方創生に結ぶとともに、都市部の激な高齢化に伴う医療・介護不足の抜本策として政府が方針を打ち出した、この地方移住促進施策に対する市長の見解を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地方創生に関連して、高齢者の地方移住の促進策、そういう施策に対する市長の考え方というお尋ねでございますので、少しお答え申し上げたいと思います。

今回の地方移住を促進する考え方というのは、先ほど来、黒田議員のほうからお話があるとおりでございます。地方への新しい人の流れをつくる新たな枠組みの一つとして、日本版のCCRCの有識者会議がことし8月にまとめた生涯活躍のまち構想の中間報告によりまして表に出てきた話でございます。今現在、その基本的な考え方とか制度化の方向というのが、最終の報告を受けて今取り組まれておりまして、もともとはそういうことを通じて地方に活力を出そうということで、今回そういうものが発表されておるわけでございます。

こうした地方移住のやり方というのは、既に多分議員のほうも御承知と思いますけれども、日本の国内では、幾つかの自治体で既に高齢者の受け入れということをやってみえる自治体が出ており

ます。こうした自治体での実態を見聞きしていると、元気で働けなくなってくると、また生まれた都市部に帰っていつているというような現象も起きているようでございますし、何といたっても、こうした高齢者を地方へ迎え入れる。それには、やっぱり地域でしっかりとそういうものを支える、現役世代がしっかりと支えられるようなことが必要だと言われておりまして、永住していただくためには、やっぱり若いも若きも、そういう方々が混住といえますか、いわゆる若い人も暮らす、多世代の混住の地域でなければ、高齢者が来てもなかなかうまくいかないよというようなことも指摘もされております。本巢の広域連合管内は、先ほど黒田議員のお話にもありましたように、まだまだ高齢者をよそから迎え入れてやれるほどの余力のある地域ではございません。管内全体では人口もふえてきております。若い世代も多くなりました。今、日本の高齢化率よりもまだぐっと下の状況でございます。これから、我々本巢広域管内は、首都圏と同じように、25、30、35と、これから高齢者がどんどんとふえてくる、そういう地域でありまして、よその地域から受け入れるだけの余力はなくて、まず現在、お住みになっている皆さんが、これからもこの地域で安心して暮らせる、そして、年をとっても地域の皆さん方に支えられてやっていけるようにやっていくのには、精いっぱい我々は今広域連合の中で頑張っているところでございます。なかなか、はい、そうですかというようには、私はこの地域ではなかなかできないかなというふうに思っております。

ただ、市といたしましても、今後こういった構想の有識者会議のほうから出されます最終報告で出てきますモデル事業ですとか、それから、先ほど来問題になっておりますような費用負担等々の問題が将来出てきたときには、誰がどういう形で負担するかというような制度の具体的な内容を踏まえて構想を見させていただく。そして、この地域でそういうものが取り組めるかどうかということとは、広域連合全体の中で協議しながら検討していきたいなというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

さまざまな問題意見がある高齢者の地方移住についてであります。例えば都市部と地方の自治体が互いにメリットを求め、個々に協定をし、推進することは有効な施策というふうに考えます。今後を占う上で参考となる一例として、東京都杉並区の例を挙げます。杉並区は、提言よりも早く、全国に先駆けて、10年度から自治体間連携で特別養護老人ホームの整備を進めております。静岡県や同県の南伊豆町と連携し、町有地に1,000床の特養を建設し整備する計画で、2018年1月ごろの開設を予定しております。既に15年3月に区と町、静岡県の3者で施設概要などについて覚書を締結し、5月から運営事業者の公募を開始したということでもあります。

この私が住む北部地域には安い土地がたくさんありますし、温泉も湧いております。ぜひこの自治体間連携という方法については御検討を願いたいと思います。

最後、3点目の質問に移ります。

昨年、我が本巢市は、合併10周年を迎えました。合併に当たっては、賛成・反対、それぞれさま

ざまな思いがあったことだろうと思われませんが、将来の夢や希望を持って、本巢市は誕生をいたしました。国が強力的に推進したこの平成合併の背景には、戦後の高度成長期が過ぎ、経済が衰退していく中、少子化が進展するとともに、高齢化社会が到来をし、これに伴う社会保障費の増大は顕著で、行財政の効率化を図り、行財政基盤を強化し、地方分権、地方主権の推進が最大の目的でありました。

現在11歳になったこの本巢市、市民は自分たちのこのまちに誇りを持ち、一人一人が理想のまちづくりに向け生きているのだろうか。そして、次、20歳のまちのあるべき姿に向かって、私たちはこれからどうやってまちづくりにかかわっていくべきなのかを探ってみたいと思います。

そこでまず1項目めでございますが、本市は、特にこの10年間は合併直後ということもあり、新しいまちづくりにおいてさまざまな市民の声を反映させるため、市民説明会やワークショップ、あるいはパブリックコメントなど市民参加の機会をつくってきましたが、その市民参加の状況についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、御質問にお答えいたします。

市が実施する市民説明会への市民参加につきましては、平成24年度からの実績を集計しましたところ、平成25年度に本巢市景観計画の素案に関する説明会に46人の方に御参加をいただき、また本年度には、本巢市第2次総合計画の案に関する市民説明会に73人の方に御参加をいただいたところでございます。

次に、市が実施するワークショップにつきましては、平成24年度及び平成25年度に実施いたしましたまちづくり学校に関するワークショップに合計で64人の方に、また平成25年度には、宗慶大塚古墳公園に関する4回のワークショップに134人の方、平成26年度には、総合計画に関する8回のワークショップに129人の方に、今年度には、船来山古墳群に関する3回のワークショップに117の方、また雅楽演奏会に関するワークショップには、席田小学校全校生徒と保護者の400人の方が御参加をいただいたところでございます。

また、市の基本的な政策等を決定する際に、事前にその案や必要な事項を公表し、市民からいただきました御意見を参考に政策等を決定する仕組みといたしまして取り組んでおりますパブリックコメントにつきましては、平成24年度には3件のパブリックコメントに対しまして10件の御意見、平成25年度には、2件のパブリックコメントに対し6件の御意見をいただいております。平成26年度には、5件のパブリックコメントに対し16件の御意見をいただきまして、政策等への決定の参考とさせていただいたところでございます。

今年度につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対するパブリックコメントを実施したところでございまして、また現在、本巢市第2次総合計画に対するパブリックコメントを実施し

ているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今、詳細な数字を並べられましたが、ちょっと頭に入りませんでした。答えにくいかもしれませんが、行政の市民参加について、率直な見解を伺いたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

お答えいたします。

市民説明会、またワークショップの参加者につきましては、決して多いという状況ではございません。特にパブリックコメントにつきましては、1案件につきまして1桁という御意見でございまして、もっと多くの方に御意見をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

現在、本市では連合自治会長を頂点とし、旧町村ごとに地域の連合会長を置き、自治会組織が構成され、運営をされております。その自治会組織の連携やその機能は十分に発揮されているのか、また本市の市民活動についてはどのように評価をされているのか、見解を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

お答えいたします。

市内には、現在120の自治会がございまして、住民自治の精神を基盤として、地域住民の福祉向上のため、相互の連絡調整を図り、住みよいまちづくりと市の発展に寄与していただいております。

しかしながら、各自治会では、それぞれ人口や世帯数、年齢構成が異なっておりまして、自治会としての課題や問題点も異なっております。とりわけ北部地域、特に根尾地域の自治会におきましては、構成人員1名の自治会や高齢化率が極端に高い自治会などがございまして、自治会としての活動に大変苦勞されているという自治会もございまして。

平成24年度に県と市が協力して行いました根尾地域での過疎地域集落实態調査の集落代表ヒアリング調査結果におきまして、農地や山林の荒廃、後継者不足や協働での地域活動が難しいという理由により、調査した14の集落のうち6つの集落が10年後の集落の維持は困難というふうに回答されております。

今後、人口減少が予測される中、他地域におきまして、こうした傾向が強くなるものというふうに考えておきまして、大変強い危機感を感じているところでございます。

こうしたことから、他の自治会との連携など、お互いに補完し合うということが必要でございまして、現在の自治会という枠を超えた連携や市民協働による自治会機能の維持を図る施策は大変重要であるというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今のままではいけないというようなことは伝わりましたが、はっきりしない答弁であったように感じました。

自治会組織は十分に機能されているのか、積極的な市民協働は展開されているのかということを経直にお聞きしたいところではございますが、立場として答えにくい心中をお察し申し上げ、次の質問に移ります。

冒頭に申し上げたように、行財政の効率化を図り、行政基盤強化をすることで、将来にわたり豊かで幸せを感じて暮らし続けられるまちを目指し、本巢市は誕生いたしました。2代目の市長として活躍をされております藤原市長も、そんな市民の思いを大切に感じ、本来なら悠々自適な老後生活を送りたいところとはお察しをいたしますが、元気で笑顔あふれる本巢市に向け、自己を犠牲にし、市民のため、日々身を粉にして頑張っていることと存じます。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化、多老化、さらには長引く経済停滞も加わり、財政の厳しさがますます募る中、これからは、自治体、行政だけではなく、地域住民みずからによって、主体的かつ積極的に進める地域づくりが求められます。

ここで、資料の3を見ていただきます。

島根県雲南市の取り組みを紹介させていただきますが、ここも平成の大合併により、2004年11月1日に6町村が合併をし、誕生いたしました。2010年からの10年間で約4万2,000人から4,400人減少となり、予想以上のスピードで人口減少が進んでおります。と同時に、高齢化も顕著で、全国推計の20年後の縮図がこの雲南市にある状況であります。

これにより、人々のネットワークは減少し、集落機能が低下、残された住民の負担が増すことで地域社会が崩壊してしまうといった負のスパイラルに陥る。これに危機感を持った市は、市民とともに新たな地域モデルの形成に取り組みました。それぞれにあるさまざまな組織を小学校単位で再編し、市民力を結集し、広域的で多機能な地域自治組織を形成いたしました。年代や性別、活動が

異なるさまざまな組織が地縁でつながり、連携を深め、それぞれの長所を生かし、補充し合うことで、これまで行政におんぶにだっこだった地域課題をみずから解決し、自治の振興・発展を図る。こうした小規模ながらもさまざまな機能を持った仕組みを小規模多機能自治と呼んでおります。

この具体的な内容につきましては、資料4から目を通していただきたいと思いますが、資料5の上の図にあるよう、従来の公民館を交流センターとして組織を変更し、生涯学習だけの活動から、それに加え、地域づくり、地域福祉まで拡大をし、幅広い市民活動の拠点としました。その結果として、一部地域では前向きな取り組みが芽生えており、新たな支援策が必要とし、改善策を探り、資料6の下の図にあるよう、地域自治組織と活動拠点の一体化として制度改正を行いました。

この取り組みにより、地域課題を地域で解決する基盤が整い、住民票の発行などの窓口サービスや市民バス回数券の販売ができないかといった声が出ているよう、これまでの行政がやってくれないから、どうしてやらせてくれないのかといった変化が生まれ、新しい公共の創出につながったとしております。

そして、資料7の9にあるよう、地域人材の育成確保、自治会との関係、自主財源の確保、法人格の取得方法、各地域の底上げ等を掲げ、さらなる進化を目指しております。こういった地域課題をみずから解決し、自治地域の振興・発展を図り、地域住民みずからによって、主体的かつ積極的に推進する小規模多機能自治について市長の見解を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、小規模多機能自治の件につきましての御質問にお答えを申し上げます。

先ほど来、黒田議員のほうから資料を通じて御説明いただきましたけれども、私も小規模多機能自治というのは、今後、少子・高齢化でどんどん人口減少が進んでいる地域にとっては大変有効な施策の一つだというふうに考えております。とりわけ本市の北部地域、先ほど副市長がお答えいたしましたけれども、トンネルから北の北部のほうにおきましては、どうしても少ない市民の方々で構成される組織というのが多いというようなことから、小学校単位ぐらいで自治会とか消防団、PTA、そういった既存の組織が連携・補充し合うような地域自治組織の仕組みというのが今後必要になってくるんじゃないだろうかと。そういうことを考えたときに、こういう小規模多機能自治の考え方というのは有効な手段の一つじゃないかというふうに思っております。

今、こうした新たな地域の中で、我々の地域は自分らで何とかしていこうという考え方の一つの例ということで、今、私どもが一生懸命バックアップをさせていただいておりますけれども、外山地区、旧の本巢町の外山の校区ですけれども、外山小学校区の7つの自治会が今連携をしながら、いろんな行事、そして施策、いろんな情報を地域から発信するような事業を今行っていると思います。外山地域まちづくり委員会というのがこの中で組織をされてウォーキング大会とか、外の人を呼び込んだ地域の中の探訪ツアーというような魅力発信の事業だとか、それから外の方を呼ん

できて、わら細工のこういったことを教えたりとか、地域の方々に雅楽だとかわら細工を伝承していくような取り組み、また新年度からは、地域の課題になっております空き家の利活用に向けた調査もこの地域の中でやって、この地域の中に外からの人も呼び込むようなこともやっていこうというようなことまで計画をされておまして、まさしく地域の課題を地域の皆さん方が積極的に参加をして、自主的に解決していこうという組織が今つくられてきておまして、私どももこうした形というのは、まさしくどんどん過疎、少子・高齢化が進んできて、地域で支える者がどんどん少なくなってくるときに、みんなで、先ほど来お話がありますように、やってもらうんじゃなくて、我々からやるんだという機運というのがこの地域で少しずつ芽生えて、出てきておるということにつきまして大変心強いと思っておりますし、まさしく市民協働でいろんなことをやっていくモデルケースとして、これからもこの組織に当面バックアップを進めていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、こうした取り組みを見ながら、先ほど来お話がありますように、各小規模でいろんな権限、いろんな形で地域の方々がみんなで助け合ってやっていく。そして、地域の皆さん方が参加をしてやっていける、そういう組織というのをこれから考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

今現在、そういう一つの方法ということで、市民協働のまちづくり推進委員会というのでいろいろ検討を進めていただいておりますけれども、その中に、小規模多機能自治のような考え方も御提案をさせていただいて、これをまたこういう中で議論をしていただいて、本巢の地域の中でもこういうものをどういう形で活用できるかということを検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後は北部地域だけじゃなくて、南部地域でもいずれは少子・高齢化の波が襲ってまいります。いずれはそれぞれの地域地域で自治会単位、またPTA等々含めて、消防団もそうですけれども、小さい地域だけでは維持できなくなってくるのが目に見えております。やはりみんなで助け合って、みんなで構成、参加してやる仕組みというのがいずれは必要になってくるといふふうに思っております、ぜひ今後このことについてを検討していきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

新しく合併して誕生したまちでは、行財政の効率化といった合併効果が見られるところもあらわれているようですが、また一方で、行政の集約化の弊害として、中心市街地に人が集中し、中山間地の隅々では一層過疎が進行しているといった現状も聞かれます。合併後、選挙の投票率が著しく低下している現状は、こういった隅々の声が反映されない行政の関心と期待感の薄さの象徴とも言えます。その上においても、行政への不満や要求は増す一方であり、まさに南北間格差が広がるこの本巢市でも同じ状況となっているのではないのでしょうか。こういった課題の解決に向け、

先ほどの島根県雲南市などが呼びかけ人となって、小規模多機能自治推進ネットワーク会議が設立され、現在180の自治体が参加し、活動しております。本市においても、まずこの取り組みを研究し、会議に参加する検討を願いたいと思います。

終わりに、市長におかれましては、もう一度、市民の先頭に立って頑張る決意をされたということとであります。年末の特に多忙なときを迎え、新年からもさらに忙しい日々が続くことになろうかと存じますが、くれぐれも御自愛され、御活躍ください。そして、市民の皆様方には、行く年をさわやかに送り、輝かしい新春をお迎えください。新しい年の本市のさらなる発展と皆様方の幸せを願い、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、6番 白井悦子君の発言を許します。

○6番（白井悦子君）

それでは、ただいまの黒田議員の爆発的な大変勢いのよい質問の後なので多少ギャップは感じますが、私は女性らしくやわらかく進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

「手から手へ豊かな緑でぼくらの未来」をテーマに、本年10月11日、第39回全国育樹祭が皇太子殿下の御臨席を賜り、谷汲緑地公園で開かれました。県民挙げての盛大な育樹祭でした。

岐阜県は、木の国・山の国とうたわれるように、豊かな森林、その森林が清らかな流れを生み、多くの恵みをもたらしてきました。今、私たちは、祖先が大切に守り育てた山や森の自然と、豊かさを守り、後世に残していかなければならないと強く感じたことです。こういった記念すべき年に、本市におきましても、森林セラピーロードが整備され、NEO桜交流ランド四季彩の道を基地として、8月8日にグランドオープンしました。今後、多くの皆様に森林の恵みを感じ、心を癒やしていただけることと思います。

さて、そのセラピーロードの一つであります文殊の森は、昭和60年に生活環境保全林として開園いたしました。今まで多くの人になれ親しんでまいりました。森の頂上には、古田織部が幼少のころ、この野山で育った山口城跡があります。歴史をたどるコースでもありまして、大変見晴らしもよく、展望台からは、晴れた日には伊勢湾が見えると言われていています。

こうした文殊の森セラピーロードにつきまして、市として整備状況はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

文殊の森におけるセラピーロードとしての整備状況につきましてお答えをいたします。

本市の森林セラピー基地及びロードにつきましては、平成27年3月19日に特定非営利活動法人森林セラピーソサエティから、岐阜県内では初となる認定を受けたところでございます。これまで認

定を受けるために、専門家の助言をいただきながら平成24年度から取り組みを進め、平成25年度には審査の申請を行い、平成26年度はセラピーロードとして登録が可能かどうかを判定するための実証実験を経て認定されたものでございます。

本市には、セラピーロードといたしまして、うすずみ温泉周辺のNEO桜交流ランド四季彩の道と、それから淡墨公園周辺の淡墨桜浪漫の道、それから、ただいま議員がおっしゃられました文殊の森公園の文殊の森ササユリの道、この3つのロードがございますが、議員の御質問の文殊の森公園につきましては、既に生活環境保全林として遊歩道が整備されておりまして、セラピーロードとしても既存施設のままでの認定が可能でありましたことから、散策コースをそのままロードとして活用しているところでございます。

今後につきましては、今年度、セラピーロードの案内看板を設置いたしますとともに、来年度以降もツアー参加者へのアンケート調査やツアーを案内する森のガイドへの聞き取りなどを進め、森林セラピーに訪れる方に満足していただけるよう、文殊の森を管理いたします部局と調整の上、ロードの環境整備や安全管理に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

今までも十分、皆様方が、この文殊の森を親しんでお見えになりましたので、本当に整備的には余り手を加えなくてもいいかと思いますが、セラピーロードとしての皆様への御案内がまだこれからだと思いますので、看板等、それからパンフレットなど細やかな御配慮をいただきますことを心から感謝いたします。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

近日、ササユリ保護協会の一員といたしまして、私も時折文殊の森に行く機会があります。その際に、大変多くの来場者があることに驚きました。やはり文殊の森が、近来、本当に素晴らしい森の恵みを皆様方に発信しているんだなということを感じました。

そこで、小さな3歳ぐらいのお子さんから70歳ぐらいの方がその周辺で遊んでおられ、またリュックを背負って山に登っていかれる方もおられます。今は大変日も短いので、4時を過ぎるともう日は落ちて、少しずつあたり周辺は暗くなります。しかし、麓でありますふれあい館の周辺には防犯灯もなく、冬季は特にバーベキューテラスなどを活用される方は4時ごろまではお見えになりますので少し明かりがありますけれども、大変暗いなあということを感じました。二、三日前ですが、再度、夜ですけれども、7時ごろ、森の近くまで行きました。そのときはバーベキューテラスのところには大変明るい照明がまだ残っており、館のところには、玄関に照明灯が1個、玄関口の電気がついておりました。でも、山に登っておりてきたりとか、夕方まだその周辺で遊んでみえる方にとっては、やはり明かりというものは大変重要なことじゃないかというふうに思ひました。

そこで、そういった森の館周辺につきましてはの安全性についてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問いただきましたふれあい館周辺の安全についてお答えをさせていただきます。

文殊の森につきましては、市内外からの来場者が多く、年々利用者は増加傾向でございます。今年度、セラピーロードとして整備されたことから、今後も利用者がふえるものと考えております。

現在、利用者に安心・安全に利用していただけるように、遊歩道の修繕、枯れ木や倒木の除去、案内ルート看板の修繕等の維持管理を行っているところでございますが、御指摘いただきましたように、夜間の利用者が安全に利用できるような防犯灯が少し少ないようでございますので、設置に向けても考えていきたいと考えているところでございます。

また、遊歩道マップにつきましても、携帯しやすいポケットサイズに変更しましたので、道に迷うおそれも少なくなってくるものと考えているところでございます。

今後も多くの方に利用いただけるように、適正な管理や積極的なPRに努めていきたいと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

以前は林道ところにはずうっと鍵がかかっておりました。やはり危険だということで、従来は鍵がかかっておりましたが、近年は、皆さんが大変利用されるということで、安全性を確保した上、自由に山へは出入りされるようになっております。

さらに、ことしに入って迷われた方がありました。その際には、救助活動には大勢の人が行ったわけなんです、そのときに連絡網というのか、携帯が通じなくて大変不便な状況だったと聞いております。

また、もう1件には、途中でお年寄りが足を捻挫されたということで、そこから1人背負っていくには無理だということで、電話も通じなかったのも、麓まで走っており、そのことを伝えたというような話も聞いております。

直接、通信業務は行政の管轄ではないと思いますが、そういった電話などの通信形態につきましてもどのようなお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の情報通信の現状についてお答えをさせていただきます。

文殊の森における携帯電話の電波状況は、ふれあい館付近については通話可能でございます。

遊歩道におきましては、中腹と山頂付近の一部において電波がつかない状況でございます。多くの方が訪れる施設でございますので、緊急時において連絡がとれるような体制は非常に大切かと思っておりますので、今後、国とか携帯電話通信事業者に対しまして、電波状況の改善のためのアンテナ基地を設置いただけるように要望をしてみたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

今後、より多くの皆様方に利用していただけるよう、安全と通信の状況を整備していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1番の文殊の森の環境整備につきましては、これで終わります。

続きまして、2番目の重度障がい者タクシー利用助成事業についてお尋ねしたいと思います。

当年4月から、重度障がい者タクシー利用事業が事業費240万余りの予算で実施されております。これは1回700円、利用回数24回ということでございます。

事業の助成対象者1人につき年間1万6,800円が限度となっております。その対象者にも制限があると思いますが、事業発足以来の現状はいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、移動困難な在宅の重度障がい者の移動手段の確保のため、重度障がい者の方がタクシーを利用する場合に運賃の一部を助成することにより、経済的負担を減らすとともに、自立と社会参加を促すことを目的といたしまして、今年度より、重度障がい者タクシー利用助成事業を実施しているところでございます。

現在までのところ、タクシー乗車券交付者数につきましては、7名というような状況になっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

その対象者にも制限があつて、1つには、自動車税等の減免者は除くなどもその対象外の条件と

なっておりますように思います。

市がこの制度を開始する前には、NPOわかばというボランティア活動をしていただいた組織が、障がい者の皆様の御支援をされておられました。その折には、重度の障がい者の方の要請に応じて制限なく支援をされておられたと聞いております。NPOわかばの皆さんに御支援を受けておられた方の中に、今年度、市が始められました当タクシー利用助成事業では、自動車税減免措置を受けているため、支援を受けられない方も見えます。これは、やはり自動車に本人が乗るわけでもなし、家族の方がお見えにならないときはどこへも出られないというような状況になると思います。そういった状況にあって、減免措置を受けているから受けられないという、他の市町村におきましては、そのような支援に対して制限が同じようにあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、本市での利用助成対象者につきましては、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A1・A2及び精神障害者保健福祉手帳1級の重度の障害者で、市内在住の方、入院・入所をしていない方、自動車税等の減免措置を受けていない方、本人、同居の親族が一定所得以下の方としていらっしゃるでございます。

近隣につきましては、岐阜市及び瑞穂市が実施されておりまして、岐阜市におけるタクシー利用対象者につきましては、視覚、下肢、体幹、移動機能障害1級・2級、内部障害1級及びIQ20以下の療育手帳所持者の方となっております。

また、瑞穂市の対象者につきましては、音声、言語、またはそしゃく機能障害者を除く身体障害者手帳1級から3級まで、ただし、視覚障害は4級までの方、療育手帳A・A1・A2及び精神障害者保健福祉手帳1級となっております。

また、両市におきましても、先ほど議員から御意見ございましたように、本巣市と同様、自動車税等の減免措置者は対象外になっておるといったような状況でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

近隣の市町はそのような状況だということはよくわかりました。

現在、利用助成状況につきましては、岐阜県下では大体20ぐらいの市町がこれを支援しているというふうに聞いておりますが、その中で、全体を見ましても、自動車税の減免を受けている人は除くという項目のないのは約3分の1近くは緩和されていると思います。そういった状況につきまして、本巣市におきましても、そのような減免措置はしてある者は除くというような、少しでも多くの方の支援をしていただけないかということにつきまして、もう一度質問したいと思います。

ただいまの私の質問は少しわかりにくかったと思いますが、それでは、今の2の再質問にかえて、3番の今後の支援内容につきましてということで、その辺のところの緩和策を御支援願えないかということで質問させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問の答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

本巢市重度障がい者タクシー利用助成につきましては、今年度より開始しており、今後につきましては、より多くの重度障がい者の社会生活の範囲を広げ、福祉の増進を図れるよう、本事業の周知を広報紙等で行い、利用状況の推移を見ながら、必要に応じて対象者及び事業内容の見直しを検討してまいりたいと考えています。

また、本市で福祉有償運送の事業開始の準備をされているNPO法人やっとかめと協議を進め、重度障がい者タクシー利用助成事業が利用できるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

NPOわかばに引き続きNPOのやっとかめというような組織が、またこういった支援をいただくということで大変ありがたいと思います。

やはりそれに先立って、本巢市は福祉にも手厚く、そして住みよいまちづくりを推進しているという市長の指針を十分に踏まえて、こうした手厚い支援を広げていただきたいと思います。今後ともそういった重度身障者の皆様、そして御不自由な皆様方に対する施策を十分に広げて、住みやすいまちという本巢の目標であることを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分に行います。

午前10時18分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

○8番（高橋勝美君）

議長のお許しを得まして、通告に従いまして質問をしたいと思っております。

その前にちょっと報告をしたいと思うんですが、きのうも瀬川議員のほうから、経常収支比率で岐阜県内では非常にいい成績を持っておられるということでございましたので、先般、12月7日発行の日本経済新聞社のグローバルで、全国の790市の中、2014年、平成26年度の決算の分析が出ておまして、その中の発表に、790市の中で岐阜県内が上位ランク20位に3市入っておるわけです。その中で、本巣市は14番目でございます。それで、収支比率は80.6でございます。中津川市が8位、79.2%、それから高山市が6位でございます77.9%でございます。それで見ますと、上位20市の中に、愛知県はトヨタの関係がございますから6市、一番いいのは豊田市、三好、刈谷、安城、田原、西尾、津島というようなことで愛知県が入っております。それと、一番悪いのは、みんな存じでございますが、790番目が北海道の夕張市でございます。それと、私もちょっとびっくりしたんですが、関西の関係の大阪近辺が最下位のほうにおるわけでございます。大阪府の中で7市が最下位区であります。最下位が7市ありまして、奈良県でも3市、最下位の20市のほうへ入っておるような状況でございます、当市は全国的には大変いい成績でありまして財政豊かでございますので、私の御質問に対しては、市長は前向きに考えますばかりじゃなくて、実行しますという御返事をいただきたいと思ひまして、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

初めに、通告させていただいております地方創生を実現するために、公と民の連携が地域を活性化することについてということで、自治体の課題となっております少子化、産業の空洞化、財政の逼迫化、インフラの老朽化を企業のノウハウで、経験、アイデア、資金、人脈で実現するため、PFI方式で取り組んでいるところが多くなってきました。私が9月の議会でも申し上げましたが、PFIとは、次の参考資料に載っていますが、プライベート・ファイナンス・イニシアティブという頭文字をとりましてPFIということでございますが、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を生かして行う新しい手法でございます、1つとしまして、民間の資金、経営能力、技術能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFIの実施でございます。

PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減により、質の高い公共サービスの提供を目指し、1つ、我が国では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す基本方針が民間資金等活用事業推進委員会、PFI推進委員会の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられました。

また1つ、海外では、既にPFIによる公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備を再開発などの分野で成果をおさめているということでございまして、今、東海・北陸地区では、浜松市が新電力メガソーラーをつくり、10メガワットから小売を開始しているということです。

また、愛知県の西尾市は、サービスプロバイダー方式のPFIで公共施設の再配置を考えておられると。それと、隣の岡崎市も、民間の力を生かした水辺整備等、また富山市では、雇用を実現するコンパクトシティーを計画されていると。それと、三重県の桑名市も、民間事業者から提案制度

を創設している。また、福井県の永平寺町は、外国人観光客を意識し、永平寺門前を整備しているということで、先ほどちょっと市長にもお話し申し上げましたが、市長の在所の養父市は農業特区になっておりまして、国からの指定をされておりまして、そこで続々と新会社が農業に入ってくるというようなことを計画して今やっておられるということをお話ししておりました。

ということで、PFIに取り組んでおられるところが最近多くなりました。

それで、PFI方式で事業借地方法でまちづくりのため、庁舎整備と公有地活用のさまざまな方法がある中で、公有地を民間企業に賃借し、民間企業は商業施設を建設して、テナント企業にリースすると。自治体は、民間企業から地代を受けて、結果として公有地を活用することができます。

また、本巢市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、住みよいまち日本一を目指すということでテーマをつくってやっておられますが、その中に都市計画マスタープランの改定がございまして、東海環状道路の（仮称）糸貫インターチェンジ開通に向け、周辺地域を複合的な用途による開発を進めますと言われております。

そこで、国土交通省に交渉し、インターチェンジ内にスマートインターチェンジを設けて、下の道路におりずに高架で商業施設の3階、あるいは2階へ、下の信号へおりますと道路が渋滞しますもんですから、高架道路で接続して、インターチェンジより入りやすくしたらどうかということでございます。

そこで、1番目の質問でございますが、モレラ北の土地開発公社の管理する土地はインターに近く、利便性も高いことから、低層部1から3階ぐらいまでを商業施設、アウトレットモール、最近、あちこちにあります土岐プレミアムアウトレット、滋賀県の三井アウトレットパーク 滋賀竜王、湾岸道路の長島インターの近くに三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島、最近オープンしました羽島市インターチェンジの近くのコストコ、アウトレットモールを誘致して、高層部を市庁舎にする考えはどうかでしょうか。

また、昨日、鏑本議員からの市庁舎の統合についての御質問がありましたところ、市長は、既存の施設を最大限に有効活用した庁舎であるが、統合に向け検討して、検討委員会を進めますという答弁がございました。これによって今回私は質問させていただきましたが、考えはどうかでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、モレラ北の土地開発公社が管理をいたします土地を市庁舎等にする考えにつきましてお答えをいたします。

現在、土地開発公社が管理をしておりますモレラ岐阜北側の土地につきましては、平成17年度に市が公共事業用地として土地開発公社に先行取得を依頼し、購入したものでございます。

その後、給食センターの整備は行いましたが、そのほかの計画につきましては、事業の計画変更等によりまして、現在、公共事業用地として活用する計画はない状況でございます。

現時点では、東海環状自動車道の整備が進む中で、補償物件の一時的な代替地としての利用の話もございまして、この土地が東海環状自動車道の糸貫インターチェンジ付近で非常に利便性の高い土地であるということも考慮しながら、有効な活用策といたしまして、議員御提案の民間商業施設などの活用も含めまして、どう活用していくことがいいのか、検討をしているところでございます。

また、議員から御提案をいただきました市庁舎の整備につきましては、昨日の鏑本議員の御質問に対する市長の答弁にもございましたように、既存の本庁舎が築26年、真正分庁舎が同じく37年と、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数の目安でもございます50年にかかなりの期間を残しているということもございまして、今後の市の庁舎の整備につきましては、既存の施設を最大限に有効活用した庁舎の統合ということで検討をしているところでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今御回答いただきましたが、新しくするには、何年も待たなきやいかんということでございますけれども、ある程度見切りをつけて本庁舎をつくったほうがいいんじゃないかと。仮に今の庁舎を民間企業に売する場合でも、古くなった建物で売るよりも、今、本庁舎をつくって、ほかの建物を売却してもお金も取れると思いますので、その辺のところもよく考えて、今後のことを考えていただきたいと思ひますし、また総合戦略の中で幹線道路網などの整備が入っておりますが、東海環状自動車道へのアクセス道路と都市の骨格を形成する幹線道路を整備し、産業活性化に向けて交通ネットワークを形成するとうたわれていますが、商業施設を誘致すれば、道路整備にも協力してもらえらると思ひます。10年前にモレラが来たときに、市のほうへ関連整備として約9億円を協力していただきましたして、モレラ近辺の道路改良をしてもらったということが事実であります。

また、市庁舎と同一ビルであれば、ビル管理も24時間、中央ビル監視室で監視し、建物管理もガードマンがつきまして、市庁舎の管理費も安くなって、庁舎がある限りメリットがあると思われます。市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、モレラ岐阜の北の公用地の活用についての再質問にお答え申し上げたいと思ひます。

先ほど質問の中にもございましたけれども、今現在の庁舎を民間に売るなり貸すなりして、そして新しいものをつくったほうがいいんじゃないかと。そして、PFIを使って、そういうものを整備したほうがいいというお話でもございます。ですけれども、先ほど企画部長がお答えさせていただきましたように、市庁舎につきましては、基本的には既存の施設を有効に活用したいということで今現在考えております。それぞれまだ20年から30年活用できる期間もございまして、施設を幾つものというのもどうかというようなことで、有効的に活用していくことが一番いいんじゃないのかと

ということで、今現在は既存の施設を有効活用する中で、庁舎の統合、分庁舎から一本化するような話も検討していきたいということでございまして、現時点では、新しく庁舎を建てるというようなことは考えておりません。

また、モレラ岐阜が来たときに、いろいろと関連の事業費を寄附していただいて、いろいろ周辺が整備されたということも今お話を聞きました。そのときは、今現在もそうですけれども、そのときに協力していただいたおかげで、今、モレラの周辺のところが大分整備されたということで大変いいことでありますし、民間が出てくるときにいろんな形で協力していただいて、周辺整備できるというのも大変ありがたい話でございますので、またモレラ北の土地を別の形でやるときに、同じようなことができれば大変ありがたいなというふうに思っておるところでございます。

この件に関連しまして、少し議会ほうへ御報告させていただきたいと思っておりますし、今、部長のほうから、ちょっと奥歯に物が挟まったような形での御答弁をさせていただきましたけれども、もう少し具体的に、モレラ北側の土地につきまして、現在の状況を、そしてまた今後の方針を少し御説明させていただきたいと思っております。

現在、国・県によりまして整備を進めていただいております東海環状自動車道に関連いたしまして、北方自動車学校、それからぎふ農協の糸貫農産物販売所、それからまた選果場の一部が、今回、東海環状ができることによって、移転、もしくは代替地等が必要となっておりまして、現在のところ、北方自動車学校につきましては、国を通じまして、一時的な代替地としてモレラ北側の土地を使わせてほしいという要望もいただいておりますし、またぎふ農協からは、選果場、そして農産物販売所等の移転に伴って、ぜひこの近くのところで土地を譲渡してほしいという要望もいただいております。

東海環状自動車道の早期整備というのをお願いしております本巣市といたしましては、こうした要望に応えなければなりませんので、要望に応えなければ東海環状の整備が余計おくれるということもございまして、我々としては、可能な限り協力をしていきたいというふうに考えております。

その中で、北方自動車学校の一時的活用というのは、平成28年、来年から平成32年の夏までの約5年間、約3万平米、今未使用になっております土地の大半を北方自動車学校の東海環状の工事に伴って一時休止になる現在の土地が使えなくなるということで、代替地ということで一時お貸しするというようなことで、今検討を進めさせていただいておりますのでございます。

また、モレラ岐阜からは、今お貸ししていますけれども、引き続き現在借用している土地を駐車場として活用させてほしいという要望もございまして、またぎふ農協からの先ほど来の申し出等につきましても、やはり今後検討していかなければならないなというふうに思っております。

このように、今後5年間、この土地につきましては、なかなか手つかずの状況が、これからもしばらく東海環状の関連で出てまいるということもございまして。

そうしたことから、新年度からは、この土地に自動車学校の整備ということで工作物が出て整備がされます。そういったことから、現在、土地開発公社で管理していることがいいのかどうかということもございまして、新年度に市のほうでこの土地を買い戻しさせていただいて、そして東海環

状の関連ということで借地として北方自動車学校、それからモレラ等にお貸しする方向で当分考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こうした東海環状に関連いたしまして、今後、モレラ北の土地につきましては、北方自動車学校等々の代替地として活用するというので、しばらくこの土地の活用計画というのを見合わせると。この間に、またその次のステップのときにこの土地をどう使うかと。先ほど来、議員からお話がございますような商業のものですとか、市民に使えるような形のものにするとか、そういったことをその後にあわせて考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新年度には、このモレラ北の土地を市のほうで買い戻ささせていただいて、そして市の財産をお貸しするという形で借地料をいただくような形で当面進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

市長は、今お話の中で当面は代替地の借地にするというお考えでございまして、国土交通省のほうからもお話があるということでございますので、先ほどお話し申し上げたように、インターチェンジの横にスマートインターを設けてもらって、高架でその土地まで入れるような橋脚だとか道路をつくっていただくように交渉をしていただきますことをお願い申し上げますと同時に、また借地が終わりましたら、先ほどもお話がございましたように、公民連携で地方創生を民間の力でも入れて、地域が進むべき方向を示していく方法をよろしく願いしたいと思います。

2番目に入らせていただきます。

富有柿の里、道の駅「富有柿の里いとぬき」は、平成26年度、施設利用者が、決算書を見せていただきますと4万9,201人であったそうでございます。古墳と柿の館は、今年度5月の連休に2日から6日まで無料開放したら、700人の来館者があったそうです。そこで、食事と休憩する場所がないと。また、便所が小さくて狭いというようなお話を聞いております。

そこで、食事やお茶を飲み、トイレも使えるレストランを設けたらどうか。市の単独で設けることができなければ、バーベキューハウス、陶芸館、古墳と柿の館、船来山遊歩道、ふれあい広場、柿の展示園に一昨年、O I S C Aの台湾からの研修生を私が案内しましたら、珍しい柿がありまして、大変喜んでくれたようなことがありますし、東海環状自動車道のインターチェンジが開通するまでには、P F I方式で観光施設に考えることはどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問のPFIで富有柿の里、道の駅「富有柿の里いとぬき」を観光施設にする考えはにつきましてお答えをさせていただきます。

富有柿の里につきましては、特産品である富有柿を中心とした農業指導の拠点施設として、適正な農業のためにいきいき農業塾や農業を体験してもらうチャレンジ農業体験などの事業を行っているほか、市民の触れ合いの場、都市と農村の交流の場として、施設内のバーベキュー施設の利用や古墳と柿の館の入館などによりまして、年間約5万人の方に御利用をいただいております。農業の拠点としての施設だけでなく、観光振興に寄与しているところでございます。

御提案をいただいておりますPFI方式につきましては、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、同一水準でサービスをより安く、同一価格で上質なサービスを提供できる一つの方法であると考えておりますが、この施設におきまして、PFI方式を導入して施設改修を行うことは、この施設は農林水産省の補助事業として活用して整備をしておりますので、関係機関との協議が必要となるため、現在のところ、導入することができない状況となっております。

今後、補助事業における協議ができる時期を見据えて、PFI方式でありますとか、指定管理制度の導入も視野に入れまして、より有効な施設となるように調査・研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

たしか私が昨年の12月議会で前の部長にもお尋ねしましたら、農林水産省の補助事業対象になっておりまして、別の利活用はできないというお話がございましたが、これは何年ぐらい待たないのか、再度お願いしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

補助金の関係でございますが、35年と伺っておりますので、施設の供用開始ができましたのが平成6年から平成10年ということでございますので、単純に足しますと、41年から45年というような数字になっているかと思っておりますが、まだちょっと先になりますので、それ以降の検討という形になってくるかと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

建物も老朽化してきているんだし、昨年、平成26年度には富有柿センターの屋根、壁の改修をさ

れたようでございますが、まだ柿展示場なんか等、ガラスハウスなんかは物置になっておる状態でございます。糸貫町時代に朝市の会場でありましたテントが張ってあるところだとか、またその辺の利用されていないところが多くあるわけでございますが、そこへ施設管理費として、今年度は3,510万4,000円ほどの費用が使われているようでございますが、早くその辺のお金を返還して、利用価値の高いものにしないと費用対効果が出ておらないと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の件でございますが、御指摘いただきましたように、施設管理費は3,500万ほどかかっているということでございますが、現在の利用状況についてちょっと御紹介をさせていただきたいと思っております。

柿展示園横のガラスハウスにつきましては、施設オープン当時は、富有柿の単収を上げるための柿のポット栽培による研究を行っておりましたが、現在はそういうことをやっておきませんので、パッションフルーツの栽培を行っているとか、それから農産加工業者にパッションフルーツを使ったアイスクリーム、またジュース及びゼリーなどの特産品開発の研究をいただいております。

また、以前は朝市として使われていた場所につきましては、現在は来訪者の方への自転車の駐輪場という形で利用されている状況でございます。富有柿の里を利用される方が使っていただくにはいろいろな方法があるかと思っておりますが、できるだけ経費を抑えながら、多くの効果が得られるようにという形で今まで施設運営に務めてきたところでございますが、今後におきましては、市民の方の意向も踏まえまして、より施設の有効活用を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

インターチェンジが5年先に完成いたしまして、観光バスが休憩に入っても、あの小さな狭い便所では利用できないと思います。便所の改修だけでも考えてほしいと思いますが、市長さんのお考えはどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

トイレの改修ですね。先ほど来、産業建設部長のほうからお話し申し上げているように、富有柿の里は観光でも使っている施設でもございます。トイレの数というのは、施設内と、今、駐車場のトイレにあるわけでございますけれども、もともと基本的な考え方は、トイレの整備というのは、利用される方が多いか少ないかによっては整備されるものでございまして、先ほど来お話しござい

ますように、東海環状のインターができて、車とか、そういうのが多くなるということが出てくるようであれば、利用状況等を踏まえて、必要なトイレの整備というのはやっていかなければならないなというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

最近、道の駅がございますが、私もあそこを通ったりなんかしておるんですが、ことしはモレラにポップサーカスが来まして、柿の販売のときにはすごい車が入っておりまして、トイレ使用率も多いと思います。そんなもんですから、今後この辺のところを考えながら、整備のほうをひとつよろしく、先ほどお話ししましたように、経常収支比率もいいですから、トイレぐらい1つはつくれると思いますから、よろしく願いいたします。

続きまして、地方創生と地元金融機関についてお尋ねいたします。

総合戦略推進については、従来の産官学に加えて、金労言、金融機関、労働団体、言語機関の一つである地元金融機関の協力ということでござりますが、産官学においては、先日12月4日に岐阜高専の中の各科のOBが産学官の勉強会をやっておりまして、そこへ私行きて、お話を聞いたんですが、先ほど申し上げました地元金融機関の協力を得てはどうかということでございまして、そこで、地方再生関連のファンドを銀行さんが出しておられます。その中で大垣共立銀行さんでは、OKBアグリビジネスファンド、十六銀行さんでは、じゅうろく六次産業化ファンド投資事業有限責任組合、また国内需要開発支援では、大垣共立銀行さんでは、食品関連の企業や製造業を対象とし、展示会や個別商談会の支援、また十六銀行さんでは、サプライヤー探索サービス、バイヤー企業、買い手が多く発生した場合の商品、材料や提案を受けたい事業領域を提示して受けることができます。

地方創生に向けた方針や重点事業については、大垣共立銀行さんでは、ビジネスマッチング、事業承継、海外への販路開拓、アグリビジネスの経営支援等に取り組んでおられます。

そして、企業を適切に評価し、ライフステージに応じた金融支援やコンサルティング機能を発揮することで、まち・ひと・しごとの好循環の実現を目指しているということでございます。

また、十六銀行さんでは、営業エリアを生かした広域連合を推進し、地域産業の競争力強化、包括的創業支援、地域を担う中堅企業支援、事業継承の円滑化や事業再生、経営改善支援、農林水産業の成長産業の支援に貢献し、雇用の創出を図ると言っておられます。

先日、大垣共立銀行さんでは、愛知県の春日井市と、資料をちょっとつけてござりますが、移住促進のため、移住希望者を対象に、基準金利より低い金利の住宅ローン、市内の空き家のリフォーム、解体などのためのリフォームローン、それと、高校生までの子育ての中で市民らが利用できる少子化対策カードローンで、子育て太鼓判というのがございます。その中で、金利を引き下げているローンがありまして、市のお考えはどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、地元金融機関の協力を求める考えにつきましてお答えをさせていただきます。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、策定に当たりまして、市民を初め、産官学金労言など幅広い関係機関の方に御検討をいただくため、本巢市総合戦略策定推進委員会を設置いたしまして、その中で、市の金融機関でもございます西濃信用金庫さんにも委員として加わっていただきまして、金融機関の見地から御意見をいただいているところでございます。

また、今後の総合戦略の推進につきましても、市内企業の魅力を若者に向けて発信をし、雇用の創出・促進につなげるために、今年度、開催を予定いたしております企業フェアにおきましても、西濃信用金庫さんに御協力をいただき、金融機関のノウハウを生かしながら事業を進めているところでございます。

そのほかにも、十六銀行さん、大垣共立銀行さん、岐阜信用金庫さんの各行からも、総合戦略の推進に向けた事業サポートのお話をいただいているところでもございます。

国では、まち・ひと・しごと創生基本方針2015におきまして、ローカルアベノミクス実現のため、民の知見を引き出し、地方創生の深化を進めていくとしておりまして、本市におきましても、総合戦略の推進に向けた事業での、先ほど議員おっしゃられましたような金利の優遇など、こうしたことによる金融機関との連携を図りながら、地方創生の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

金融機関と連携を密に図りながら、地方創生に取り組みたいというお考えですが、先日発表がございましたが、十六銀行さんがセカンドライフの高齢者が安心して暮らせる移住空間の確保、住みかえをサポートするローン住宅金融支援機構などと提携して、県と締結されたということございまして、移住・定住促進の取り組みをされたということでございます。住宅金融支援機構との提携により、機構の住宅融資保険を活用して、さらに移住希望者、空き家対策の支援ローンについても検討されているとのことでございます。また、行政が人口減少を見据えた施策に取り組み、地方創生実現の貢献を目指しているとのことでございます。ローン商品の活用に向けて、岐阜市さんが移住促進策などについての協議を開始されたとのことでございます。今後さらに各市町村や不動産屋さん、建築業者さんとも連携していく方針だということがうたわれておりましたが、市長はどのようなお考えでございましょうか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、金融機関との協力についての再質問にお答え申し上げたいと思います。

金融機関だけではなくて、いろんな方々等の御支援、御協力をいただきながら、今の総合戦略、いわゆる地方創生というのは取り組まなければならないのは、先ほど来、お答え、また御質問いただいているとおりでもございます。

この中で、特に今回の総合戦略の策定に当たりましては、金融機関の代表にも入っていただいて、戦略をまとめさせていただきました。この狙いは、やはり先ほど来お話しありますように、国においても金融機関の協力も得ながら、金融機関でサポートできるものもしっかりと取り込みながら地方創生に取り組みというお話でございますし、また我々もそういう形で金融機関と連携というのが大変重要であるというふうに認識もいたしております。

今後、金融機関との連携協力を深めていきまして、この地方創生、そして総合戦略の実効性のある施策を打って、この地域が活力ある地域になっていくように取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

先ほど企画部長のほうから御答弁申し上げましたけれども、既に関係の金融機関のほうからも、事業のサポートの申し入れが来ておりまして、ぜひこうした申し入れを生かしながら、今後地方創生につなげていきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

先ほど黒田議員からも、高齢者の移住についてのお話が出ておりましたが、高齢者の移住・定住、住みかえのサポートを、今、市長さんからもお話ございましたが、早く進めていってほしいと思っております。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、9番 安藤重夫君の発言を許します。

○9番（安藤重夫君）

マスクをしてでの発言であります。聞きにくいかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

きのうの上谷議員が3年半だというようなことをおっしゃいましたが、私も6年半になろうとしております。先回は急性のアレルギーを起こしまして、体温は39度、視界が極端に狭くなりまして、もやがかかったような状態で呼吸困難と意識混濁というような、そういったところまで行きましたが、1時間ほどでもとへ戻って、その晩はうちへ帰ることはできないということで、一晩病院で泊

まりましたが、どうか現状を一般質問ができるようなところまでできました。そんなような意味でマスクをかけておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回問題になっております埋蔵文化財の掘削調査の件、1点であります。

農業委員会は、選挙によって構成されております。現況は50年近くも実際は選挙がございませんが、そういった機関であるということの認識の上で発言をさせていただきます。

では、真正幼稚園西側駐車場整備の農地転用についてでございます。

下真桑潜戸443の3番地における真正幼稚園西側駐車場整備の農地転用についてお尋ねをいたします。

この農地は、駐車場整備のため、平成26年10月に農振除外（農業振興地域整備計画の変更）申請が行われました。その後、平成27年10月10日に健康福祉子ども大切課より、市長名にて農業委員会に転用許可申請が提出しようとしたとのこと。しかし、提出の受け付けに伴い、産業建設部産業経済課農政係が農地の現地確認をしたところ、転用許可前にもかかわらず、既に埋蔵文化財の発掘調査が行われていたとのこと。この発掘は、申請を提出しようとした1カ月前にさかのぼる9月10日より既に始まっていたとのこと。

本来であれば、発掘調査には試掘調査前に一時転用許可が必要であり、無許可で着手したのであれば、農地法違反の可能性があると考えています。

そこで1番です。この農地転用許可前に埋蔵文化財の発掘調査は事実でしょうか。また、事実ならば、申請者としてなぜ許可前に調査を始めたのでしょうか、健康福祉部長にお伺いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問につきましてお答えをさせていただきます。

昨日、鏗本議員さんからの御質問でもお答えさせていただきましたとおり、農地の一時転用許可前に埋蔵文化財の発掘調査を実施していたことは事実でございます。

今回の真正幼稚園駐車場整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査に関しまして、農地の一時転用許可が必要であったことにつきましては認識不足であり、さらに市の関係部局間の連携ミスから発生したものでございます。農業委員会に対し、大変御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くおわび申し上げたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

認識不足といって発言されましたが、認識不足は子ども大切課ではないでしょう。私というふ

うで潔いお答えでございますが、発掘調査をやるのは教育委員会社会教育課でありまして、一時転用するのはそちらであります。転用許可を得ようとして手続を正規にとられたのは、健康福祉部子ども大切課であります。

そこでお伺いしますが、これは教育委員会社会教育課の事業であって、3月議会で発掘調査費660万が認められ、4月25日が農業委員会だと思います。毎月二十四、五日が農業委員会でありますが、その段階で農業委員会へ社会教育課は一時転用許可を提出するべきであった。そうじゃないですか。そうすれば、5月からゆっくり発掘調査ができたということは間違いなかったんです。何で9月からこれをやり出したのか。何で一時転用を早めてとらなかったのか、そのところを事務局長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

平成26年11月に子ども大切課より文化財保護法94条の届け出が提出されまして、平成27年1月に埋蔵文化財の試掘調査を行いました結果、須恵器等の土器片や遺構が検出されたため、発掘調査が必要であるとの報告をさせていただいております。

子ども大切課から真正幼稚園駐車場整備工事につきましては、本年の3月中の完成を目指していることから、本年9月上旬、農振除外の許可後に発掘調査業務が発注できるようにと要請を受けており、8月25日に実施いたしました。その後、9月8日に駐車場予定地の許可通知を受理したとの連絡を子ども大切課より受けまして、10日より発掘調査の開始に至っております。

発掘調査の実施に当たりまして、一時転用が必要になることを認識しておらず、発掘調査を開始し、農地法を違反しましたことについては、まことに申しわけありませんでした。深くおわびを申し上げます。

今後につきましては、農業委員会、文化財保護法を担当しております県等の指導に基づき対応してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

局長も大変な答弁をするような立場でまことに申しわけないと思いますが、広域連合事務所の宗慶地内、合併支援道路ができましたね、かつて合併後に。あそこに水田がありまして、それで道路用地ということで、合併支援道路を延長して、あの鋭角に曲がったところをカーブでというような建設課の道路計画に沿ってやろうとしたところ、やはり埋蔵文化財だと。何か月も工事がとまりました。大門地内では、住宅開発を起こそうとした業者が、これも埋蔵文化財で1カ月余工事がとまりました。大塚公園もそうです。また、一般住宅の建設にも半年もの間、建設を待たせられた例も

あります。善良な市民を埋蔵文化財だといって建設を待たせたというようなことも事実であります。

合併後、種々さまざまな場所や箇所では埋蔵文化財発掘調査されてきた、そういった意味では、私から言わせると素人ではないです。素人でありましたので、済みませんでしたでは済みません。プロ中のプロのはずです。そういった意味で、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

先ほども御答弁申し上げましたが、発掘調査の実施に当たりまして、一時転用の許可が必要になることを認識しておりませんでした。発掘調査を開始し、農地法に違反しましたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。よろしくをお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

余り厳しく言うといかんかなと思います。

2番のこの埋蔵文化財の適切な発掘調査は、農地法、農振法等の関係法令によると、どのように行わなければならないのでしょうか。関係部局として、今までの経過並びに現在の状況を説明してください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問いただきました埋蔵文化財の適切な発掘調査の農地法、農振法によるとどのように行えばよかったのか、またその経過についてお答えをさせていただきます。

真正幼稚園西側駐車場についての農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外申請につきましては、昨年度行われまして、本年9月4日付で除外の許可が得られております。

今回の発掘調査につきましては、平成27年10月13日付で子ども大切課から真正幼稚園西側駐車場の整備目的でございまして、農地法第5条の申請書が提出されたところとございまして、農業委員会では、申請に基づき現地を確認させていただきました。その際に、既に発掘調査が行われている状況でございましたので、本来であれば、農地法第5条の本申請前に発掘調査を実施したいということであれば、一時転用の申請を先に行い、その後、本申請の目的に応じた永久転用への事業計画の変更を行う手順になります。このことから、無許可で発掘調査を実施したことになりますので、子ども大切課に農地法第5条の申請を取り下げ、まず初めに発掘調査によりまず一時転用の申請から行うよう指導をいたしまして、現在、農業委員会において審議をいただいているところでございます。

[9 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

大分整理がされてきましたね。この土地は、かつて林部長の時代、私が地権者に、とてもじゃないけれども、駐車場が狭いことは言うまでもないんですけども、前の道路、それから100メートル南の道路、その100メートル南、何と真正幼稚園からいいますと200メートル南の道路も父兄の車で満杯になります。これが年に、入園式、卒園式、運動会を代表するような園の行事が8回あります。車であふれ返ります。そういった中で、たとえ1,000平米足らずの土地であっても、何とか協力を守屋さん、してもらえませんかと私がお願いに行ってきました。そうしましたら、売るわけにはいかないけれども、貸すことならできますという返事をいただいて、このような現在に至っておるわけですが、守屋さんにも大変申しわけないと思います、そういった意味で。協力してもらって、こういった問題が起きるといことは大変申しわけないと思う。

そこで、資料1に目を通してほしいんですが、この農地法・農振法違反指導フローチャートの2枚目をよく見てもらいますと、農振法のみ違反、違反の発見をした場合、違反の証拠、開始時の証拠の収集、それから違反是正指導案件か許可案件かの整理、それから市町農業委員会の口頭指導、許可権者が県である場合もあると。処遇困難である場合、県に違反連絡（文書で連絡）。市町農業委員会、県事務所の口頭指導。振興局の中の農業振興課だと思います。それから、勧告、だんだん厳しくなります。最後は刑事告発と。追加の資料を添付しました中で、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すと。そこらあたりの民家にこそ泥に入ったというような、そういったことよりも罰は重いですね。大変重い。

それで、そういったことを踏まえて、市長はこの土地の農振除外の提出者であります、農業委員会にこういったフローチャートからいいますと、弁明書を出されるべきだと私は思いますが、市長のお考えはどうか。

○議長（大西徳三郎君）

市長に答弁を求めるといことは載っておりませんので、その点、産業建設部長、答えられますか。

[9 番議員挙手]

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

では、3番へ行きます。

この事業者の行為は、農地法による法律違反だと考えますが、所見をお尋ね申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

ただいまの質問につきまして、この事業者の行為は、農地法による法律違反であるか、その所見についてお答えいたします。

発掘調査につきましては、農地法第5条の本申請前に発掘調査を実施しておりますので、この場合ですと、実施する前に一時転用の申請、もしくは農地転用の許可というのが必ず必要になってきますので、これを怠っておりますので、農地法違反というふうになると考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

明確に農地法違反であるという答弁であります。

では、無許可の発掘調査は明快な農地法による法律違反であり、行政事業に伴うものであっても手続に例外はないと考えます。

本来ならば、農地の無許可転用を、指導すべき側の行政が行う行為ではない。これに対する認識及び法令遵守に関する所見を伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問にお答えいたします。

先ほどの質問でもお答えさせていただいておるところでございますが、発掘調査につきましては、たとえ行政であっても、一時転用の申請、もしくは農地転用の許可は必ず必要でございます。法令は遵守すべきものと考えております。

今後このようなことが起こらないように、先月11月17日に公共工事を行う関係部局の職員を集めて、公共工事に伴う農振除外、農地転用に関する説明会を開催しております。農振法、農地法の法令遵守について指導、周知を行ったところでございますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

先ほどのフローチャートによく目を通してほしいと思います。まして行政がやっちゃいけないことを、まだ市民や住民に指導をする側の市町農業委員会、こういった指導をせんならん立場のそういったところのセクションが、こういったコンプライアンス違反という話は、とてもじゃないけれども話になりません。過去に農振除外の申請をせずに事前着工された事例が3つほどあります。1つは、本単佐原340番地、畑であった現地は既に山土で整地され駐車場となっていました。原状復

帰命令が出されました。上保地区でも、用水脇の農地に同じような山土が盛られましたもので、原状復帰命令、また北野領下の30番地にも同じように原状復帰命令、私の知る限りでは、3カ所、こうして原状復帰命令が出され、山土それぞれが敷きならされておりましたが、全部もとの形にしてから、それから農振除外、それから転用許可というのが今までにありました。

それよりも、もっとありそうな話ですが、ここは先祖からの土地だから、離れを建てようかと。離れを建てたら農地だったと。また、ここに車庫をつくると便利がいいからということで車庫をつくったと。よくよく調べたら農地だったと、そういった市民あちこちからの農地転用の申請を改めて受け付けて、それぞれ一般市民の皆さんから、今回の始末書、きのう鏝本議員が出されましたが、農業委員会に対して始末書を添付して、それから農振除外を改めて申請されて転用に至ったと。結局、現場はどうでしたかといったら、もう家が建っちゃっておる、車庫が建っちゃっておるで、原状復帰命令を出したくてもいかにも気の毒だということで認めたというような例もあるわけですね。

そういった善良な市民が何も知らずにやった。これでも法は法です。だけれども、行政がこんなことでどうするんですか。農業委員会には、行政がこんなことでは、先ほどの幾つかの例に対して、どうやって申し開きをするわけですか、行政は。整合性だとか合理性が欠けるでしょう。答弁を願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問いただきました農地の原状回復命令についてお答えをさせていただきます。

無許可転用の場合、農地への原状回復は原則でございます。今回の場合、文化財が現に発掘されている現況がございますので、農地への復旧については、許可をいただく許可権者であります県に指導を仰いだ結果でございますが、埋め戻す行為によって、埋蔵文化財が破損する場合、埋蔵文化財に抵触するおそれがあるということから、今回の場合は埋め戻しは行わず、始末書をつけて県の基準に基づき市農業委員会で審議をしていただくことが妥当であるとの助言を受けたところでございます。

11月の農業委員会で発掘調査による一時転用申請書に基づき審議を行っていただきましたが、文化財が破損する可能性について、特別な理由として当たらないという市農業委員会の見解から、現在、継続審議となっているところでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

県の農業委員会の判断がそうであるということは、まことにびっくりいたします。

先ほども何回も言っておりますように、健康福祉部子ども大切課のとられた今までの行動は、何

の落ち度もないと思います。ひとえにあそこです。社会教育、何でこんなばかなことをやったのか。660万の税金をかけて、当初の目的もどうなるかわからんと。この上、原状復帰命令で、ブルで押したら壊れると。何が壊れるんですか。土器ですか。かつて、真桑小学校の増築のときも、ずうっと見ておりましたが、これは何ですかといったら、竪穴式の住居の跡です、柱の跡ですと。ああそう。一遍どんなおうちが建っておったのか、イラストでも結構ですし、何だったら割り箸でもいいから再現をしてくださいと。角度はどんだけ、距離はどんだけ、柱の跡と称するところに全部チェックが入っておるわけですね。そうすると、そこに柱が建ちますよと。そうすると、どんな家が建ちますかと聞いても、その結果は1週間たっても2週間たっても一月たっても報告もない。真正の、かつての議長室ですか。土器の山じゃないですか。真正の庁舎をかわらけで埋めるつもりなんですか。許しがたい。660万も。5年も6年も7年も水路ができないと待っている住民の方々にどう申し開きをつけるわけ。局長、答弁を願います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問については通告外ですので。

〔9番議員挙手〕

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

通告外ということで議長からとまりましたので、では次に進みます。

6番の、今後、本巢市内に農地について無許可転用が行われたならば、行政の適切な対応・対策を改めてお伺い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問いただきました無許可転用について、今後の適切な対応・対策についてお答えいたします。対応につきましては、許可権者である県の指導を仰ぎながら、今後も農業委員会、市が一体となって無許可転用防止に努めてまいりたいと考えております。

対策につきましては、法令遵守の観点から、公共工事に従事する関係部局を集め、農振除外、農地転用に関する説明会を今後も引き続き開催し、周知徹底を行います。

また、農業委員会における農地パトロールに加え、職員による農地パトロールについても定期的にあわせて実施することで対応を図りたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

これで一般質問は終わろうとしておりますが、ちょうど59分、12時ちょい前ですが、本来は、3番、4番、5番、6番は市長に答弁を求めておりましたんですが、産業建設部長ということで答弁をいただきました。

一連の一般質問の感想を総括として市長にお伺いいたしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今回の真正幼稚園の西側駐車場の農地転用について、一連の1番から5番までそれぞれ質問をいただきまして、それぞれ担当部局長のほうからお答えをいたしました。

今回の件は、事実は先ほど来ずうっとお話しているとおりでございますし、それについての対応も、今後こういう対応をしていくということもお答えしていますし、また県の指導もこういう指導を受けていますということをお答えしております。その線に沿って、今後とも進めていきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

むかむかもやもやしております。

これで終わります。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。再開を午後1時15分から行います。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、10番 道下和茂君の発言を許します。

○10番（道下和茂君）

それでは、12月議会一般質問の大トリとなりましたが、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、1項目目の本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについてお伺いをいたします。

本市でも10月には本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略が示され、本市の人口ビジョンを分析し、人口減少にある程度の歯どめをかけるとともに、それに適応するための戦略であると認識をいたしております。

しかしながら、少子・高齢化に対応した施策は、今まで本巢市におきましても、戦略作成を義務化されなくても取り組んできたものであり、また全国のほとんどの自治体が総合戦略を作成し、業績評価指標で成果を見ながら地域づくりに取り組んでおります。

これは、画一的な施策になる可能性があると思われまます。本市においては、地域の特性を生かした総合戦略であることを大きな期待をいたしてまいりたいと考えております。

そこで、総合戦略の施策について、大きく3項目についてお尋ねをいたします。

まず最初の(1)の地域経済の持続的な発展の施策の中で、観光に対する施策について4点お伺いをいたします。

①の交流人口の拡大を業績指標で示してみます。現在、観光における本巢市の経済効果は金額ベースでどのくらいになるのか。また、本巢市の観光消費額は、総生産額に占める割合はどのくらいになるのか、産業建設部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の交流人口の拡大を業績指標で示していますが、現在、観光における本巢市への経済効果は、金額と総額に占める割合はどのくらいか伺うにつきましてお答えをさせていただきます。

多くの観光客が訪れることにより、本市への多くの経済効果があると考えておりますが、現在、市としましては、観光において消費される金額を把握しておりません。

今後、観光を推進するに当たり、検証効果のため、経済効果の調査を行うことについても考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

①の再質問をいたします。

ただいま観光において消費される金額を把握していないので、お答えできませんという答弁でございました。いきなり朝のドラマではございませんが、びっくりぽんでございます。

経済効果の把握は大変な作業かと思えます。しかし、観光事業を推進する上で、所管部署として観光施策を推進していく上では重要なことと考えております、考えてまいりますではなく、ぜひ3から5年の単位では、そうした調査は私は必要と考えます。また、こうした数値は、総務省や県の統計資料で概略の数値は出ます。そうした数値をつかんでおくことは当然のことではないかと私は思います。確たる数値ではありませんが、そうした資料をもとにして、私の空っぽの頭を使いながら調べてみました。本巢市の総生産額は1,061億5,800万円、これは24年度の数値ですが、県内の自治体の17番目であり、また21市の17番目でございます。

そこで、観光入り込み客を見ますと、主要施設など6カ所合わせて26年で78万5,115人。この数値は、後ほどまたお聞きしたいと思います。

それと、岐阜圏域の平均観光消費額は、宿泊客1人当たり2万4,000円、日帰り客が2,633円となっております。そうした資料から推定すると、あくまで概算数値でございますが、観光消費額は30億円前後、総生産額に占める割合が3%弱と推定できました。

このことは、本市では観光資源は多く存在しているものの、季節的要因やアクセス面など、また観光地と観光資源を結ぶ観光ルート、点ではなくして、点と点を結ぶ線ができていない。そういうものが確立されていない。そのために、有効活用し切れず、365日、来訪者を呼び込むまちができていないと私は考えております。そのため、観光に特化し業者が育たないのではと考えられます。

そこで産業建設部長にお伺いしますが、さまざまな観光資源を組み合わせ、観光で生計が立てられ、稼ぐ通年型の観光地を目指し、官民一体となり、ソフト、ハード両面からの仕組みで支援することも大切かと考えますが、産業建設部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の観光で生計が立てられるための支援、そういう仕組みも大切かと考えるがいかがでしょうかということにつきましてお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、本市の主たる観光資源につきましては、淡墨桜に代表されるように、季節的要因が大きく、またアクセス面の整備などの課題もございます。観光に特化した業績が少ない現状ではありますが、観光で生計が立てられるための仕組みづくりも大切と考えております。

このためには、現在実施している魅力最大化誘客促進事業の誘客実証で得られた観光客のアンケート結果や来訪された方から観光地情報が少ないなどか、お土産品が少ないとか、地産地消の郷土料理を食べてみたいとか、冬の楽しみが少ないなどと意見がございましたので、行政、地域住民、商工会、観光協会との連携をしまして、観光資源の有効活用を図り、誘客の促進を図るとともに、ジビエや農産物の6次産業化を進めることで、地域経済の活性化につながるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、次に②についてお聞きします。

総合戦略では、従来の観光施設をより魅力的に充実としていますが、具体的な施策をどのように考えておみえなのか、産業建設部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問にお答えをいたします。

もとまるナビや観光情報誌等を活用しまして、多くの人々が訪れたいくなるような効果的なPR方法の実施や安心・安全に訪れることができるように、適切な維持管理を実施してまいりたいと思っております。

道の駅、うすずみ温泉、NEOキャンピングパーク等の施設につきましては、おもてなしのための接客サービスの向上を図るとともに、周辺観光施設の情報や農産物を含め、観光お土産品の充実を図ってまいりたいと思っております。

また、文殊の森やうすずみ温泉に設定されましたセラピーロードと既設観光施設を組み合わせた体験型プランの構築を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま答弁をお聞きしました。

おもてなしサービスの充実などは従来実施しておることで、また実施は当然なことでございます。視点を変えた充実がもう少しお聞きできるかと思いましたが、またの機会にお伺いするといたしまして、次の②について市長に1点お伺いします。

既存の施設や観光資源、自然環境、森林セラピーなどを活用した新たな人の流れをつくることは大切なことです。これらの有効な活用方法で、観光資源などを誘客に結びつけるため、そうした活動が専門にできる人材が必要と考え、地域おこし協力隊や振興公社職員などにそうした人材を採用する考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、人材を採用する考えがあるかという再質問にお答え申し上げたいと思います。

御指摘いただいているように、観光振興には観光資源の開発とか整備とあわせて人材の確保も大変重要な要素でもございます。このため、先ほどお話しございましたように、新年度以降に募集いたします地域おこし協力隊員に、森林セラピー基地を活用した地域活性化をミッションとした隊員募集を行ってまいりたいというふうに思っております。また、あわせて移住・定住なども促進するために、空き家活用もミッションにした、そういった地域おこし協力隊員をあわせて新年度には募集していきたいなというふうに思っております。そうすることによりまして、先ほど来お話しありますように、資源もうまく有効活用しながら、そしてまたもう少し専門的に取り組んでいただける、

そういう人材を育成して対応していきたいというふうに思っております。

また、振興公社につきましては、なかなか難しい部分もありますので、現在おる職員をボトムアップ、そういう知識をふやさせて、森林セラピーなどにも対応できるような職員に養成していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そうした職員は観光協会等とも連携をとりながら、地域資源をうまく活用する仕組みの中で生かしていきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、③についてお聞きをいたします。

観光地と商業者、農業者が連携し、相互の誘客拡大が観光地経済に結びつけていく上では大変重要なことでございます。

そのためには、観光、商業、農業事業者のマッチングを行い、観光で稼ぐ体制づくりが必要です。農業では、産地直売所の強化や体験型農園など、商業では、本市には複合専門の大規模商業施設があります。外国人旅行者の誘客に向けて、本市の宿泊施設を利用し、観光施設をめぐり、大規模店などで買い物をするなども一つの方策と考えますが、どのように考えているか。また、あわせて外国人宿泊客の実績はどの程度なのかを産業建設部長にお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問にお答えをさせていただきます。

観光地相互の連携につきましては、現在、西美濃地域の広域連携にて観光振興を推進しております。相互の観光施設を結んだ観光商品の構築、また観光ルートのPRなどを実施しているところでございます。観光地と商業者や農業者との連携につきましては、観光資源の活用やイベント実施において、商工会での連携を図ることや農業者とも連携し、農業を活用したツアーの構築を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

せっかく答弁いただきましたが、まずはという限定をしなくて、あらゆる方策を考えていくことが大切かと考えております。

そこで、市長にお伺いをしたいと思います。

西美濃地域と広域連携で観光施設を結んだ観光ルートのPR活動を実施しておるといってございませう。岐阜圏域や隣接する圏域の観光施設を組み合わせ、この地域に長く滞在し、楽しんでもらう仕組みづくりは重要なこととございませう。市外の観光地相互の組み合わせでは、県道270号線は揖斐地域との周遊道路として、また徳山ダムや、近い将来、北陸圏域と最短距離で結ぶ冠山道路等の完成も見込まれておる中で、そうした観光、産業道路となっていくのではないかと、こんなふうに思っております。そうしたことを北部地域住民は、早期の整備を臨んでおるわけとございませう。この県道270号線の整備に向けた取り組みは進んでいるのか、そろそろ市長としての方向性を示される時ではないかと考えませう。市長の考えをお聞きいたしませう。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、広域観光の仕組みづくりの中で、重要な要素を持ちます道路ネットワークの整備に関連いたしませう、県道270号線、藤橋根尾線の整備のお尋ねとございませう。

御指摘のとおり、この藤橋根尾線、間違いなく冠山が抜けてまいりますと、北陸と岐阜県を結ぶ最短の、また大変重要な観光道路、また皆さん方が利用する道路になるというふうには思っております。そういうことで、その関連ということで270号線というのが出てくるわけとございませうけれども、残念ながら、今現在この路線というのは、道路幅員が大変狭くて線形も悪いと。路側の決壊ですとか落石というのがしょっちゅう起こっておりまして、ちょっと雨が降りますと通行ができなくなったり、また冬季も通行規制の区間になっておるといってございませう、1年を通して通れる道路ではとございませう。また、本巣市と揖斐川町の境とございませう馬坂トンネルは大変古くなったといってございませう。また、厚化粧を中からやっただけですから、バスが通れなくなりまして、大型車が通れないといってございませう。大変規制もされているという状況でもとございませう。

ただ、そういうことも踏まえて、今までもずうっと毎年のように、岐阜土木事務所と我々本巣市との道路の現地調査をして、要望といってございませうのをやっただけですけれども、毎年、そういう要望をしてまいりますと、何とかしてくれといってお話をやっただけです。

しかし、なかなか言っているだけではちが明かないといってございませう、昨年の11月に揖斐川町と一緒にしまして、県道藤橋根尾線の改良促進期成同盟会といってございませうのを昨年の11月に設立させていただきました。2市町が協力して、この270号線の整備を一緒になってやっただけです。そういうことで、要望活動を昨年から強力に実施しているところでもとございませう。御案内のように、先ほどお話しありましたように、国道417号線の冠山峠道路といってございませうのは、昨年、国交省の近畿地方整備局によりまして、福井県側からの着工がされました。今後、この区間といってございませうのは5年、6年、近いうちに日の目を見るような動きになってきております。先日も中部地方整備局長へ要望に行ったときにも、この417号線の冠山峠道路が5年ないし6年ぐらいで抜けてくるよと、こういうふうなお話もお聞きしました。そうしますと、まさしく徳山ダムの周辺道路とあわせて、417号でそのまま岐阜県へ入ってくる、そういう道路が完成すると。そうしますと、この恩恵を我々本巣市にも分け

ていただくためには、何といても県道270号線、藤橋根尾線の整備というのがなければだめでございます。先ほど来申し上げておりますように、通年通行もできません。冬季もたびたびとまります。そして、大型車が通れない、そういう道路でもございますので、この恩恵をこうむるためにも、ぜひこの270号線整備というのは大変重要な道路であるというふうに考えておりました、今後、揖斐川町とも協力しながら、そして、あらゆる機会を捉えまして、早期整備に向けて要望をしていきたいと思っております。それにあわせて、これに関連いたしまして、157号線もあるわけでございますけれども、157号線と270号線、どういう形で整備をしていくかというようなことも、いろいろと皆さん方のお知恵をおかりしながら、この整備を早急に進めていくような方向を打ち出していかなきゃならないというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

市長におかれましては、あらゆる場面でそうした推進をお願いしたいと思っております。

確かに157号線との関連性もございます。だけど、5年、10年、15年、例えばその後に157号線でも集落の連担地域まで完成したといたしましても、果たして集落が残っておるかというような危惧もされるわけでございますので、その点をよく御判断を願ひまして、方向性を一日も早く出していただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、④の第1次総合計画後期基本計画で示す交流人口は、計画策定時に111万人が、最終27年度の目標指標を118万人として、7万人の増加を計画されておりました。総合戦略で示すKPIは、基準値84万人と目標値87万人とあります。そうしますと、将来の根幹をなす計画で数値が違ふこととなり、疑問に思うところでございます。後期基本計画からでは34万人減少するが、その原因と思われる要因を多い順に3点ほどお願ひをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問にお答えをさせていただきます。

これは、国の観光調査内容の改定に伴いまして、調査対象施設が変更になったのが一番大きなものと考えております。

その定義は、非日常利用が多いと判断される地点、観光入り込み客数が適切に把握できる地点、前年の観光入り込み客数が年間1万人以上、もしくは前年の特例月観光入り込み客数が5,000人以上としております。また、分類につきましては、自然、歴史・文化、温泉・健康、スポーツ・レクリエーション、都市型観光の買い物・食、道の駅等、祭行事でございます。

総合戦略におきましては、この調査の定義、分類に基づき、淡墨桜、うすずみ温泉、NEOキャ

ンピングパーク、道の駅「織部の里もとす」「うすずみ桜の里・ねお」等の平成26年度の観光客数により算定をしているところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

調査対象施設の定義が改定されたということは理解をいたしますが、K P Iの基準値の26年で84万人の数値根拠でございますが、これは市独自の集計によるものか、ある程度、県の統計資料からの数値なのか、県の統計数値で見ますと、平成26年岐阜県観光入り込み客統計調査の数値であるならば78万5,115人でございますが、こうした数値が違ってくるといえるものは、やはり国の観光庁でそういう調査の改定がされたのであれば、そういうものに合わせていくのが他市町との比較にもなるかと、こんなふうを考えておりますが、総合戦略のK P I基準値をどうして設定したか、その根拠をお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

今御指摘がございましたように、県の調査でございまして、そこにはNEOキャンプパーク、糸貫川プール、道の駅「うすずみ桜の里・ねお」、うすずみ温泉、淡墨桜、道の駅「織部の里もとす」ということで78万5,115人ということになっております。

総合戦略に使っておりますK P Iにつきましては、この数字に使いまして、主要施設、イベント来客数ということにくっつけてございまして、根尾川花火大会と文殊の里の来訪者を加えて84万人という数字を出してございまして、総合戦略の中では、主要観光施設入り込み客数というような表記の中で掲載をさせていただいているところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

再質問でございますが、先ほど申しましたように、ある程度の数値というものは、全国統一的な見解から示されるべきであると私は考えますし、またここに示されました総合戦略で見ますと、主要観光施設入り込み客数となっておりますね。だから、当然、今、部長が言われましたイベント等々が含まれておるのであれば、主要観光施設並びに主要イベントとうたうべきであると思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

ちょっと整理が必要かと思っております。確かに議員が御指摘のとおりのところもございまして、もう一度持ち帰りまして、その辺は調べて、整理を図れるものなら図りたいなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

せっかくの総合戦略をつくられました。そうした中で、しっかりと数値を、やはり我々議員にも示していただきたいなど、こんなふうに考えて、この質問は終わります。

次に、(2)の人口減少克服への取り組みに対する施策をお伺いします。

移住希望者の共通する関心事は、具体的には、子育て世帯であれば、子どもの教育環境や乳幼児医療などの行政支援があるか、また生活を維持していくための働く場があるか、また退職後の世代では、医療、福祉や公共交通などの情報が求められております。

移住・定住希望者への情報提供は、移住相談窓口のワンストップ化やリーフレットの活用による大都市圏で開かれる移住相談会の窓口で積極的なPRも必要と考えます。

そこで、①の移住希望者への相談に対応するための具体的な施策を企画部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

移住希望者の相談に対応するための具体的な施策といたしましては、現在実施している施策につきましては、一般社団法人移住交流推進機構が田舎暮らしの魅力や情報を発信する「ニッポン移住・交流ナビ」に市のホームページへのリンクを張りつけ、全国的に周知を図っておりますほか、岐阜県が作成しております「ぎふ・ふるさと暮らし」「岐阜県移住体験カタログ」、こういったものに市のイベントや移住に関する施策を掲載いたしますとともに、市のホームページに移住・定住促進事業のこういったページを設定いたしまして、移住・定住促進パンフレットや移住・定住に関する補助金等を掲載しておりますとともに、移住・定住の相談窓口といたしまして、市の企画財政課において対応しているところでございます。

また、より積極的な移住者の取り込み策といたしまして、岐阜県が名古屋市で実施しております清流の国ぎふ暮らしセミナーに参加をいたしまして、来場者に対しまして、市の魅力や移住に関する施策を説明しながら、来場者からの相談や本市への移住につきましてPRに努めているところでございます。

今後につきましては、今年度実施をしております空き家調査事業の調査の結果を受けまして、空

き家バンクを創設するなど、移住者の受け皿の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、②についてお伺いをいたします。

本市では、人口動態調査で10歳から19歳は学業の関係から転入が多く、また20歳から29歳は就職や学業などで転出が多くなっております。これは、進学や就職を機会に転出する傾向ではないかと考えられ、こうした調査から考えますと、最優先する課題は、仕事を創出し、市内へ就職する機会を設け、就職を促進することと考えます。

そこで、所管部署として、市内への若者の定着施策と最優先する施策は何か、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

市内への若者の定着を図る施策として最優先する施策といたしまして、議員のお考えと全く同感でございまして、雇用対策を最も優先すべきであるというふうに考えておりまして、現在、市内企業や近隣の大学、また高校などに御協力をいただきながら、今年度開催を予定いたしております企業フェアにおきまして、市内の企業の魅力を発信し、学生が市内企業への就職を希望するよう意識の醸成を図り、市内における従事者の確保に向けた取り組みに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、東海環状自動車道の整備がもたらす日常生活の利便性の向上や流入人口の拡大による地域の活性化に向けた取り組みを展開することで、市内への企業進出を促進し、雇用の場の確保につながる施策も必要であるというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

②についての再質問でございますが、企業フェアにおきましては、参加企業を何社ぐらい予定しておりますか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

現時点でございますが、市内の20の事業所を対象にして開催をしてみたいというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、③についてお伺いをします。

大学との包括連携協定は、少子・高齢化の進行する状況下では、締結により企業と連携し、学生インターンシップ、企業見学会や企業説明会などを実施し、学生に市内の魅力を伝え、市内企業の就職を促進することで転出から定住化へと図ることが重要でございます。大学などとの包括連携協定により、市内への若者の定着や活性化の取り組みはどうか、企画部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

大学などとの包括連携協定による市内への若者定着や活性化に向けた取り組みにつきましては、包括連携協定ということではございませんが、平成18年1月に岐阜工業高等専門学校と相互の発展を目指し、産業、教育、文化及び学術研究の分野で相互に連携協力することを目的といたしまして、地域連携協定を締結し、市の計画策定や政策立案に御協力をいただいているところでございます。

また、近隣の大学などには、市の審議会や委員会などにおきまして、学識経験を有する者というお立場で委員をお願いいたしまして、助言や御意見をいただいているところでもございます。

議員御質問の若者の定着や活性化の取り組みにつきましては、先ほど御説明をさせていただきました企業フェアにおきましても、岐阜工業高等専門学校を初め、市内外の学校や高等学校などに働きかけ、市内企業の魅力を知っていただき、市内企業の就職による定住促進に向けた取り組みを進めているところでございます。

今後におきましても、若者の市内企業への就職を促進するために、議員御提案の学生インターンシップや企業説明会など教育機関との連携が重要となりますことから、岐阜工業高等専門学校との協定に加えまして、他の大学等との包括連携協定の締結を促進いたしまして、事業の推進に役立ててまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

③の再質問でございますが、市長にお伺いしたいと思います。

大学などとの連携は、少子・高齢化が進行する状況下では、現存する市民の力だけではなく、将

来、地域を支える若者の視点を取り入れた施策の展開が必要であることから、大学などの知的、人的支援と連携を図る取り組みが今後の市の力となると考えておりますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、大学等との連携の重要性ということでの再質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど企画部長のほうから御答弁を申し上げておりますけれども、今までも高専と連携協定を結んだということで、いろんな形で高専には協力いただいております。今までですと、樽見鉄道の活性化の話ですとか、それから大塚古墳の公園の整備に当たっての若い学生たちの御意見とか、そういういろんな若い方々に参加していただいて、まちづくり、地域づくりに今までも協力をいただいております。また、学校の先生方には、審議会とか委員会等々への御参加をいただいて、また御指導、御協力をいただいているところでもございます。

また、高専だけではなくて、岐阜大学、また岐阜経済大学等の先生におきましても、先ほど企画部長が御答弁申し上げましたように、審議会とか委員会等に委員として御協力いただいております。今後、先ほどもお話しありますように、企業フェアとか、市内企業のインターンシップ等や、そういった事業も今後もどんどん進めていくというような計画をいたしておりますことから、ぜひ官だけではなく、学と一緒に連携をして、地方創生、また地域の活力の維持というのに一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

既にお話も来ておるようでございますので、これだけじゃなくて、多様な分野で連携、協力ができるといふ体制が構築できればなというふうに思っております。この件につきましては、早急に対応できるように進めていきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、次に(3)の地域資源を活用した地域活性化の取り組みについて3点お伺いをいたします。

本市は、文化財、歴史的な地域資源や恵まれた自然環境が多くあり、観光に結びつけ、地域活性化の一つとしての有効活用が必要でございます。人の往来が多くなれば、新たな雇用の創出やビジネスチャンスにつながり、これも地域活性化の一つであると考えております。保存は言うまでもなく、有効活用は所有者や地域の皆さんが一体となって考えていく必要があるのではと思ひ、まず①の質問をいたします。

①の国・県・市指定文化財等登録文化財について伺います。

地域の祭事などでは、高齢化などが進み、催しの準備段階から困難となり、祭事そのものができ

なくなると危惧する声も聞こえてまいります。また、市指定の文化財や樹木などの助成は形態の内容などで違っており、将来残していきたいもので管理状態は適切にされていないのか、またできないのか、そうしたもので適切でないと感じるものはありますか。あれば、その助成は妥当な金額であるのか、教育委員会事務局長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

国・県指定文化財等登録文化財への助成は妥当かについてお答えさせていただきます。

現在、国指定記念物の樹木は、根尾谷淡墨桜が1本、県指定天然記念物の樹木は、国恩寺のヒイラギが1本、市指定天然記念物の樹木は23本あります。

市内の文化財につきましては、文化財保護審議会委員により年1回の巡視をいただいております。管理の状況をその折に確認していただいております。巡視において異常が確認された場合は、文化財保護審議会委員会に諮り、協議を行っております。中には管理が十分に行き届いていない樹木もあり、所有者に継続的な管理をお願いしているところでございます。

また、樹木の文化財所有者に対し、日常的な維持管理に対する謝礼として、一律に1万円を支払うとともに、実績報告書の提出により、管理状況を確認しております。

なお、文化財の保存はあくまでも所有者及び管理者に御協力をいただいている状況であり、時代的背景、所有者の保存意識の低下、後継者不足等による諸事情の課題も出てきている中で、また形態、内容が違う中での一律の助成につきましては、今後指定物件の内容、形態に合わせた保存、保護の方法を検討していく中で協議してまいりたいと考えております。以上であります。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

①の再質問をいたします。

指定登録などを受けていないものでも、守るべきものは守っていくことが大切かと思います。地域の皆様が大切に守り、受け継がれてきております地域の宝、地域を形づくるもの、人、風景、あるいは伝統行事として親しまれているもの、後世に残していきたいという思いから、自主的な活動をしているものを本巢市の市民遺産として認定する制度はできないか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

議員御提案の本巢市市民遺産登録の制度につきましては、歴史や文化、自然、景観等の遺産を次世代、未来へつなげていくためには意義あるものと考えております。

制度の策定に向けましては、現状を把握し、その価値を明らかにするとともに、維持管理のあり方、保存団体の育成、まちづくり政策との整合性、認定後の活用方法等さまざまな検討課題があります。先駆的事例を調査し、どういうものをどういう形でどうつなげていくかの基準等について研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、②についてお伺いをいたします。

確かに保存していくことは、十分誰しもが理解できることと思います。

また、これが観光となると、現地の環境は個人的にもさまざまな問題もあるようです。気持ちよく訪れ、気持ちよく迎えられる、そうしたことを解決するなどの話し合いの場を持ち、所有者などと観光資源としての活用方法の意見交換は私は必要と考えております。観光資源としての活用方法の意見交換をどのように実施しているのか、産業建設部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の所有者などと観光資源としての活用方法の意見交換をどのように実施しているのかにつきましてお答えをさせていただきます。

御指摘いただきましたように、地域資源を活用するという、また観光資源に結びつけるということは非常に大切なアイテムなんだということは理解しておるところでございますが、残念ながら現在のところ、所有者と地域資源としての活用方法に対する意見交換は実施しておりません。

今後、必要に応じて活用方法に対する協議等について、所有者、また関係機関とともに実施したりし、また市としましても調査・研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、③についてお伺いをします。

保存行事の開催で後世に残し、伝えていく目的と、別の視点では、存在する地域や自治会などいかに観光資源として活用できるのか、誘客に結びつけていけるのか、ハード、ソフト面での意見を聞く、そうした取り組みの仕組みづくりが必要かと思いますが、市民とともにこれらの地域資源を活用する施策をどのように考えているのか、産業建設部長にお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の市民とともにこれらの地域資源を活用する施策をどのように考えるか伺うにつきましてお答えします。

先ほどもお話ししましたように、現在のところ何もできているわけでもございませんが、地域資源として活用し、誘客に結びつけていくためには、地域住民との連携が非常に大切かと考えておりますので、施設整備、施設環境を含めたことにつきましても、地域住民の意見を聞くことから始めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

③の再質問をいたします。

②についても言えることですが、新しいふるさとづくりのため、市民活動を推進する必要から、市民協働サポートセンターが設けられるようでございます。市民活動サポートセンターやまちづくり推進委員会を活用しながら、市民協働に結びつける方法も検討していくことが必要と考えますが、どのようにお考えでございますか、産業建設部長にお伺ひします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

ただいまの質問でございますが、市民協働サポートセンターということでございますが、これにつきましては、今後そういう組織をつくっていったらどうかということで今進めているわけですが、産業建設部でやっているわけではございませんけれども、市として今後進めていきたいというようなことでございますので、もしそのようなところが設置されるものであれば、そのことが市民協働の一環としてできるものであれば、その事業の中に検討することも考えていきたいと思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

所管が違うんじゃないかと、そういうものを利用した観光資源の活用ということをも市民と協働で考えていくためには、そういうことも市民協働サポートセンターやまちづくり推進委員会ではないかと考えておりますので、垣根を取っ払ひまして、やはり職員一丸となってやっていただきたいな

と、こんなふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、(2)の本巢市ふれあい交流センターについてお伺ひをします。

当施設は、住民の触れ合い、多世代間、他地域との交流と文化の振興目的で、合併前に土地の寄附を受け設けられました。今は根尾シルバー人材センターの事務所となっております。しかし、シルバー人材センターの事務所としての活用の頻度は大変低いものと思われ、また住民も利用しにくい施設となっております。無料休憩所や当初の活用目的を生かすために、桜の季節、イベント開催時やサイクリャーなどの無料休憩所として、また観光案内、商店街への誘客などや誰しもが気軽に立ち寄れる交流の場として地域などに管理委託をし、利活用を図ることは考えられないか、産業建設部長にお伺ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

本巢市ふれあい交流センターについてお答えをさせていただきます。

本巢市ふれあい交流センターにつきましては、地域住民の触れ合いづくり及び地域文化の振興を図ることを目的とし、また多世代間及び他地域との交流を図ることを目的とし、平成15年度に建設をされたところでございます。

平成16年度から、本巢市シルバー人材センターに管理を委託しておりましたが、現在は施設を貸し出す形でシルバー人材センターに利用しておりますが、シルバー人材センターは、このふれあいセンターの事務所を今年度末をもって閉鎖するという話も聞いているところでございます。

議員の御質問のとおり、ふれあい交流センター設立当時は、各種クラブや老人役員会などの利用が多々ございましたが、最近の利用頻度はめっきり少なくなっております。

このことから、この施設の有効利用を図るため、地域の実情もお聞きしながら検討をしたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、3の地域通貨制度の導入についてお伺ひをいたします。

総合戦略で地域内産業の支援と活性化を目的で、域内循環に向けた地域通貨制度の導入とあります。流通量の目標値を3,000万円と設けられております。制度の仕組みによっては、経済効果を生み、雇用の確保にもつながり、有効な手法ではないかと思っておりますが、取り組みが一過性のものにならないよう、また先進成功事例をよく研究しながら進めたいと考えています。

そこで、どのような方法を考え、導入の時期はいつごろか、企画部長にお伺ひをします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、地域通貨制度の導入につきましてお答えをさせていただきます。

本年10月に策定をいたしました地方創生総合戦略におきまして、御質問の地域通貨制度の導入につきましては、想定される主な取り組みとして、消費の地域内循環による地域経済の活性化とコミュニティビジネスの推進を図るために、総合戦略の施策として、安定した雇用の創出に位置づけをいたしまして、地域内消費を拡大させることで地域の経済効果を生み出し、地域内産業の活性化と雇用の創出を目指すものとしているところでございます。

こうした中、本市では、地域内の消費を拡大させることを目的といたしまして、現在、市民の皆様に対しまして助成をいたしております補助金でありますとか助成金、報償金の全部、または一部を、現金ではなく、使用先を市内に限定した商品券として交付していく方向で検討を進めているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま、全部、または一部と御答弁がございました。

それは、同一事業の中で一部と解釈するものであるのか。もしそうであるならば、その割合はどのくらいになるのか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

先ほど御答弁の中で、市民の皆様に対して助成をさせていただいております補助金、また助成金、それから報償金の全部、または一部ということで御回答させていただいたところでございまして、今考えております内容でございますが、補助金、助成金の本来の補助目的でございますとか、補助金額によりまして、そのうち商品券に振りかえる額が全部が妥当なのか、またその一部が妥当なのか、そういったことで現在調整をしているところでございますが、一例を申し上げますと、現在、市の北部地域へ移住していただいた方に、家を建てられた場合には、新築の場合、100万円を限度に補助金を交付させていただいております。さらに、18歳未満のお子様的人数によりまして、お1人当たり10万円を加算して補助金を交付していると、こういった移住・定住補助金というものがございますけれども、今回、私どもが今考えておりますのは、お子様お1人の場合ですと、全体で110万円という補助金になるわけでございますが、そのうちの100万円は、家を新築された費用に対する補助金ということでございますので、それはやっぱり現金で交付すべきだろうということから、お子様1人での加算分を商品券に振りかえていってはどうかというところで現在検討しているところ

ろでございまして、そのほかの補助金、助成金、報償金等も、こうした方向性の中で調整をしているというところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

3番の再質問でございますが、少し違った観点から質問をさせていただきたいと思います。

答弁をお聞きしていますと、補助金、助成金や報償金の一部を振興券で支給し、地域経済の活性化を目指す目的としておりますが、この方法は、私は単一的な方法ではないかなと、こんなふうを考えております。

少子・高齢化社会に対応するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、誰もが社会貢献できる一体となった市民協働の仕組みを市でも模索されております。商品券は1回の流通で終わりでございます。何回も流通することで初めて通貨と言えます。また、対象者が確実に利用されて効果が実証できるわけで、今回締め切られましたプレミアム商品券につきましても、1%の未使用が出ると報道されております。昨日も本日もプレミアム商品券についての考え方につきましては質問もございました。域内経済の推進も大変大切なことでございます。しかし、対象の視線をもう少し広く捉え、みんなで地域を支え合うことがこれからは重要ではないかと考えます。

ボランティア活動を行った方にポイントシールを交付し、たまったポイントは翌年度、地域通貨と交換できる制度や、少ない資金で多くの事業が可能となる制度、現金と換金できるが、早く換金しないと目減りをしていく制度とか、専用の通帳で管理する方式とか、また管理はNPOがする方法などいろいろな方法がございます。

また、自治体においても、掛川方式や寝屋川方式といった成功事例を参考にしながら、いま一歩前進した考えで取り組まれたらいかがでございますか、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま御質問いただきました、この地域通貨制度と申しますのは、私どもが来年度以降考えております制度は、地域経済の活性化を目的として行うものでございます。それとは別に、こうした地域経済の活性化といったものに加えまして、地域のコミュニティーの活性化を図ることを目的に行うものもございまして、全国で既に取り組んでいる自治体も多くございます。

議員御提案のこうした取り組みにつきましては、制度の導入により市民同士の交流を促進し、相互扶助や仲間づくりを通じてコミュニティーの活性化につながり、市民間に協働意識が芽生え、コミュニティー活動がより活性化することが期待できるなどメリットがございます。

しかし、反面、制度が定着せず、失敗をした事例も数多くございます。こうしたことから、本市として導入するには、しっかりとした制度設計が必要でありまして、市民に受け入れられ、利用が

なされるものになければなりません。今後、各地の事例をもとに導入の可否を含めて研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今お聞きしておりましたが、市民協働を推進することは、これからの社会状況下におきましては、助け合いの精神とか、いろいろ地域で支え合うことは避けて通れない社会情勢下でございます。

ただいま私が申し上げましたような地域通貨を効率的な方法でこの制度を構築されることを御期待申し上げます、長々と御質問をいたしました、以上で私の質問を終わらせていただきます。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月18日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員